

令和4年度版

市 税 概 要



武 蔵 野 市

目 次

1. 市の概要	
(1) 位 置	1
(2) 地 勢	1
(3) 面 積	1
(4) 市 制	1
(5) 人口及び世帯数	2
2. 財 政	
(1) 令和4年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成図	3
(2) 一般会計歳入決算年度別比較表 (令和元～令和3年度)	4
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表 (令和元～令和3年度)	5
3. 市の行政機構	6
4. 税務機構及び事務分掌	
(1) 税 務 機 構	8
(2) 事 務 分 掌	8
5. 税務関係特別職員	
(1) 固定資産評価審査委員会	9
6. 市 税	
(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移 (令和元～令和3年度)	10
(2) 市税の構成(収入済額) (平成29～令和3年度)	13
(3) 市税外収入の推移 (令和元～令和3年度)	14
7. 市 民 税	
(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分) (令和2～4年度)	15
(2) 市民税(法人)(現年課税分)	
(I) 納税義務者数調 (令和元～令和3年度)	18
(II) 税率別調定額調 (令和元～令和3年度)	19
(III) 申告月別調定額調 (平成29～令和3年度)	20
8. 固定資産税(当初課税分)	
(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調 (平成30～令和4年度)	21
(2) 土地・家屋平均価格等調 (平成30～令和4年度)	21
(3) 土地地目別地積、価格、筆数調 (平成30～令和4年度)	22
(4) 家屋棟数、床面積、価格等調 (平成30～令和4年度)	23
(5) 家屋新增築調 (平成30～令和4年度)	24
(6) 家屋減少調 (平成30～令和4年度)	24
(7) 償却資産評価状況調 (平成30～令和4年度)	25

9. 軽自動車税	
(1) 軽自動車税(環境性能割) (令和元～3年度)	26
(2) 軽自動車税(種別割)車種別保有・登録・廃車台数調 (令和元～令和3年度)	26
(3) 軽自動車税(種別割)課税台数及び調定額調(現年課税分) (令和元～令和3年度)	27
10. 市たばこ税	
(1) 調定状況調(現年課税分) (令和元～令和3年度)	28
(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分) (令和元～令和3年度)	28
11. 入湯税(調定状況調・現年課税分) (令和元～令和3年度)	29
12. 事業所税(調定額調) (平成30～令和3年度)	29
13. 都民税(個人)	
(1) 調定・収入状況調 (令和元～令和3年度)	30
(2) 徴収取扱費及び交付金調 (令和元～令和3年度)	30
14. 税関係証明及び閲覧件数調 (令和元～令和3年度)	31
15. 市税納税成績調 (令和元～令和3年度)	32
16. 徴税費に関する調 (令和元～令和3年度)	33
17. 生活困窮による市税減免申請実績調 (令和元～令和3年度)	34
18. 口座振替納税調 (令和元～令和3年度)	35
19. 督促状発付調	
(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人) (令和元～令和3年度)	36
(2) 固定資産税・都市計画税 (令和元～令和3年度)	36
(3) 軽自動車税 (令和元～令和3年度)	36
20. 差押状況調 (令和元～令和3年度)	36
21. 交付要求調 (令和元～令和3年度)	37
22. 徴収(換価)猶予調 (令和元～令和3年度)	37
23. 納税貯蓄組合	
(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績調 (令和元～令和3年度)	37
(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳 (令和元～令和3年度)	38
24. 市税の税率等の推移 (令和2～4年度)	39
25. 武蔵野市税制一覧表 (令和4年度)	45
26. 市税等納期月一覧表 (令和4年度)	46

※統計表中の符号について。

「0」	→単位未満のもの
「-」	→皆無又は該当数字のないもの
「…」	→不明又は集計できないもの
「X」	→発表をさしひかえたもの
「△」	→減少を示したもの

1. 市の概要

(1) 位 置

東京23区の西部に接し、副都心新宿(都庁)から約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒(市役所)の地点に位置する。



(2) 地 勢

標 高 50m～65m(市役所56.98m)

広がり 東西6.4km

南北3.1km

地 形 総体的に平坦である。

地 質 ローム質(火山灰質)土壌

(3) 面 積

10.98km²

(4) 市 制

昭和22年11月3日施行

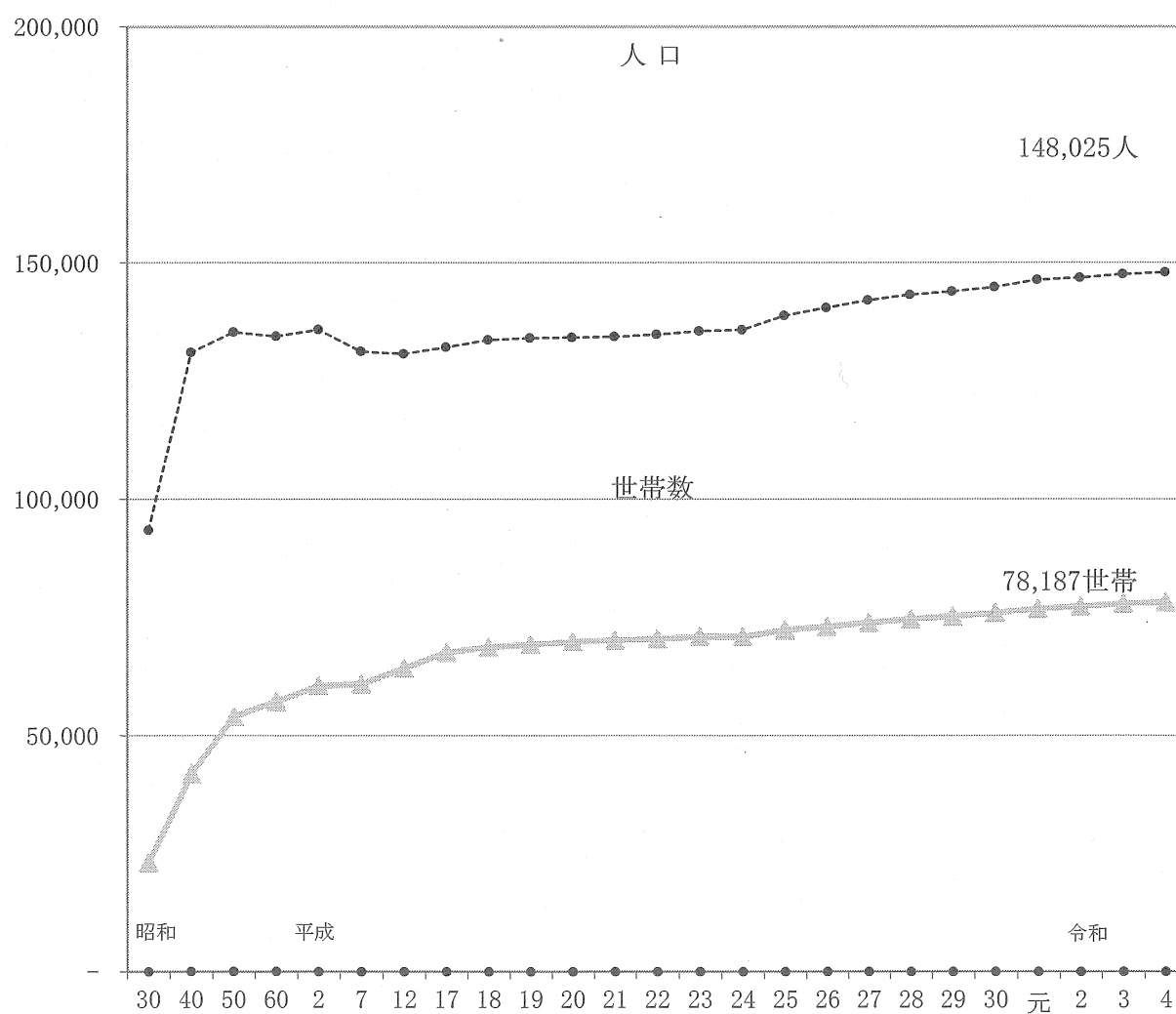
(5) 人口及び世帯数

区分 年	人 口 (人)				世帯数 (世帯)
	総 数	男	女	人口密度 (1km ² 当たり)	
令和2	146,871	70,341	76,530	13,376	77,313
令和3	147,643	70,626	77,017	13,447	77,854
令和4	148,025	70,796	77,229	13,481	78,187

(注) 各年の1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人を含む。以下同じ。)による。

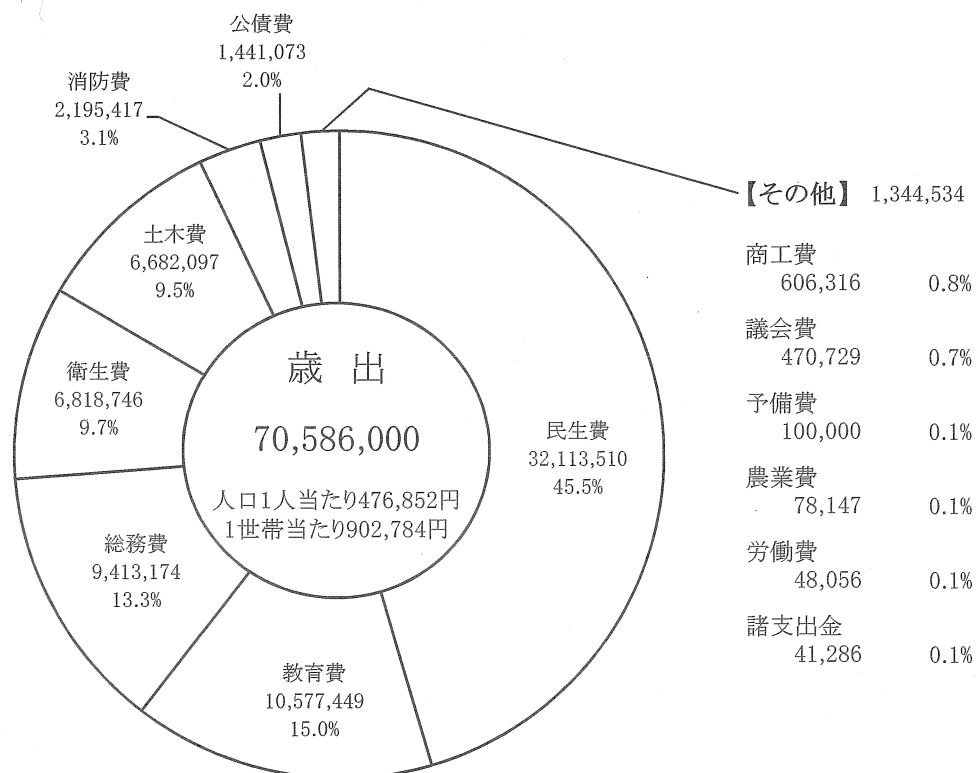
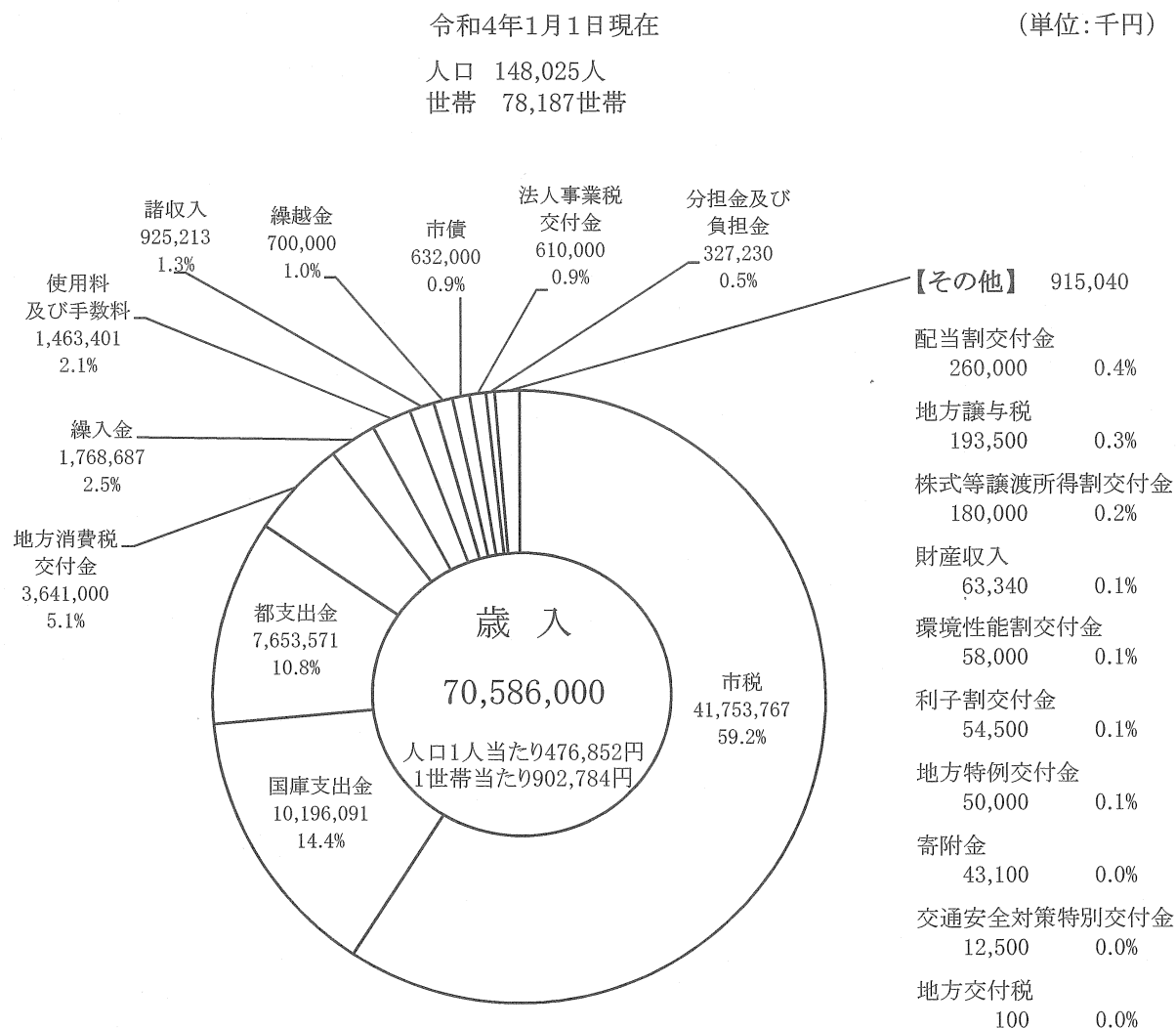
人口及び世帯数の推移

(人・世帯)



2. 財政

(1) 令和4年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成図



(2) 一般会計歳入決算年度別比較表

款	区 分	令和元(平成31)年度		令和2年度		令和3年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	千円 41,681,026	% 58.4	千円 41,823,423	% 47.4	千円 39,928,376	% 49.4
地 方 譲 与 税		191,301	0.3	194,972	0.2	198,475	0.2
利 子 割 交 付 金		58,485	0.1	55,305	0.1	51,247	0.1
配 当 割 交 付 金		290,662	0.4	267,090	0.3	367,939	0.4
株式等譲渡所得割交付金		179,167	0.2	310,234	0.4	449,609	0.6
法 人 事 業 税 交 付 金		-	-	195,008	0.2	507,469	0.6
地 方 消 費 税 交 付 金		2,706,029	3.8	3,328,191	3.8	3,650,062	4.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金		55,934	0.1	16	0.0	-	-
環 境 性 能 割 交 付 金		19,764	0.0	33,850	0.0	43,524	0.1
地 方 特 例 交 付 金		269,216	0.4	77,878	0.1	259,885	0.3
地 方 交 付 税		14,701	0.0	13,731	0.0	14,386	0.0
交通安全対策特別交付金		11,880	0.0	12,209	0.0	11,879	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金		430,083	0.6	237,897	0.3	304,385	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料		1,587,705	2.2	1,374,803	1.6	1,459,757	1.8
国 庫 支 出 金		9,318,943	13.0	25,446,457	28.8	14,774,575	18.3
都 支 出 金		8,117,494	11.4	8,437,829	9.6	8,236,401	10.2
財 産 収 入		120,350	0.2	529,005	0.6	1,536,044	1.9
寄 附 金		77,232	0.1	131,452	0.1	92,356	0.1
繰 入 金		2,450,695	3.4	1,982,358	2.2	2,329,878	2.9
繰 越 金		2,823,273	4.0	2,925,803	3.3	4,274,449	5.3
諸 収 入		535,663	0.7	695,300	0.8	638,483	0.8
市 債		491,400	0.7	131,700	0.2	1,711,700	2.1
歳 入 合 計		71,431,003	100.0	88,204,511	100.0	80,840,879	100.0

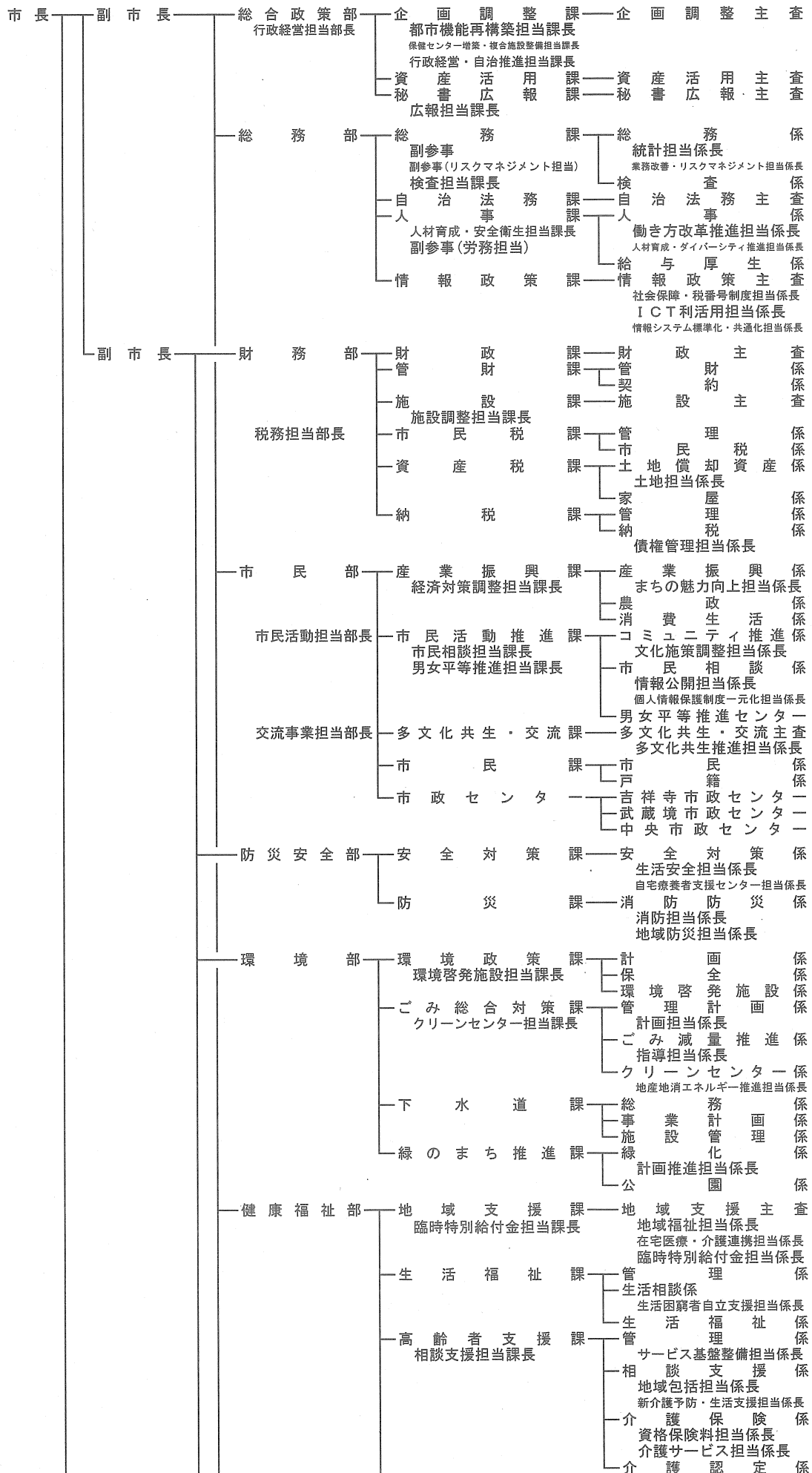
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表

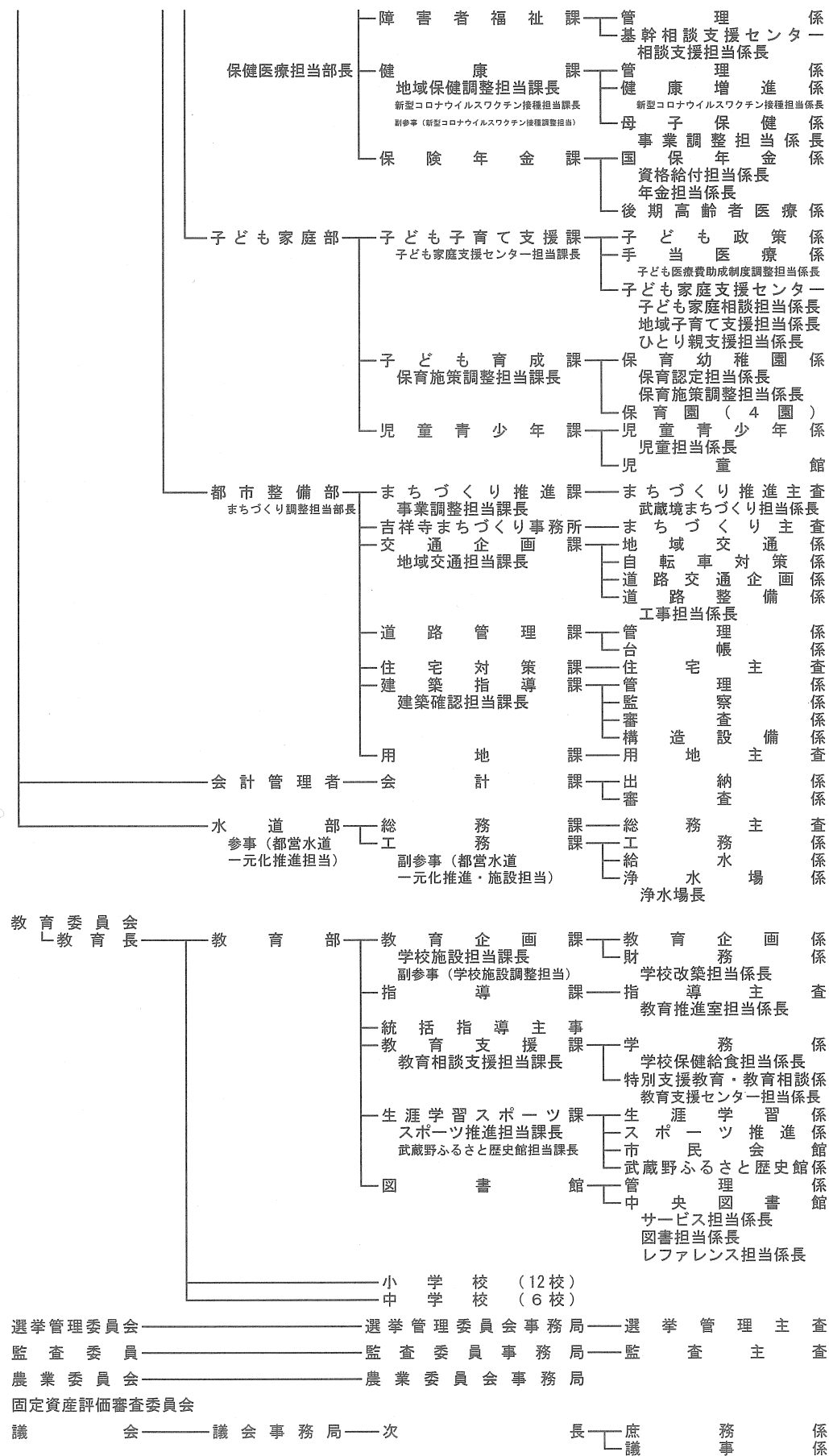
区分 款	令和元(平成31)年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	千円 461,967	% 0.7	千円 459,287	% 0.5	千円 444,481	% 0.6
総務費	10,342,639	15.1	26,321,976	31.4	12,030,624	15.6
民生費	29,621,236	43.2	30,171,083	36.0	32,843,360	42.7
衛生費	7,029,444	10.3	5,819,445	6.9	7,169,671	9.3
労働費	44,504	0.1	45,876	0.1	43,576	0.1
農業費	73,612	0.1	69,752	0.1	58,899	0.1
商工費	546,250	0.8	2,118,604	2.5	1,651,224	2.1
土木費	7,394,192	10.8	5,577,768	6.6	6,004,144	7.8
消防費	2,246,935	3.3	2,324,883	2.8	2,069,099	2.7
教育費	9,041,069	13.2	9,279,786	11.1	13,122,206	17.0
公債費	1,670,274	2.4	1,703,969	2.0	1,543,782	2.0
諸支出金	33,077	0.0	37,633	0.0	17,603	0.0
予備費	—	—	—	—	—	—
歳出合計	68,505,200	100.0	83,930,063	100.0	76,998,670	100.0

3.市の行政機構

武蔵野市機構図

令和4年4月1日現在





4. 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

(令和4年4月1日現在)

区 分		職 員 数				
課	係	課長	係長 (課長補佐)	主任	主事	計
市民税課		1	－	－	－	1
	管理係	－	1	2	1	4
	市民税係	－	2	6	7	15
	小 計	1	3	8	8	20
資産税課		1	－	－	－	1
	土地償却資産係	－	2	4	3	9
	家屋係	－	2	4	2	8
	小 計	1	4	8	5	18
納税課		1	－	－	－	1
	管理係	－	1	3	4	8
	納税係	－	3	7	2	12
	小 計	1	4	10	6	21
合 計		3	11	26	19	59

* 病休・産休・育休中の職員も含む。

(2) 事務分掌

課	係	事 務 分 掌
市民税課	管理係	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の調定に関すること。
		(2) 市民税(法人)、軽自動車税(種別割)、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
		(3) 軽自動車税(環境性能割)に関すること。
		(4) 自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金等税外収入に関すること。
		(5) 税務関係証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
		(6) コンビニエンスストア等における市民税・都民税課税証明書、市民税・都民税非課税証明書等の交付に関すること。
		(7) 税制に関すること。
		(8) 税務統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。
		(9) 武蔵野市たばこ税増収対策協議会に関すること。
		(10) 課内の庶務に関すること。
	市民税係	市民税(個人)の賦課に関すること。

課	係	事 務 分 掌
資産税課	土地償却 資産係	(1) 償却資産の評価及び固定資産税の賦課に関する事。
		(2) 土地の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		(3) 特別土地保有税の賦課に関する事。
		(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
		(5) 課内の庶務に関する事。
	家屋係	(1) 家屋の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		(2) 事業所税の賦課に関する事。
納税課	管理係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収整理簿の整理に関する事。
		(2) 納税督励及び督促に関する事。
		(3) 市税等の過誤納還付に関する事。
		(4) 納税実績の統計に関する事。
		(5) 納税の啓発宣伝に関する事。
		(6) 納税貯蓄組合に関する事。
		(7) 市税等の口座振替に関する事。
		(8) 軽自動車税(種別割)の口座振替に係る車検用納税証明に関する事。
		(9) 課内の庶務に関する事。
	納税係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収に関する事。
		(2) 滞納処分に関する事。
		(3) 徴収金の囑託及び受託に関する事。
		(4) 市税等及び市税等に係る税外収入金の欠損処分に関する事。
		(5) 債権を放棄する課との協議に関する事。

5. 税務関係特別職員

(1) 固定資産評価審査委員会

(令和4年4月1日現在)

役 職	氏 名	任 期
委員長	吉田 宗一郎	令和2.4.1 ～ 令和5.3.31 (4期目)
委員長代理	堀田 正	令和3.4.1 ～ 令和6.3.31 (5期目)
委員	中田 千恵子	令和2.4.1 ～ 令和5.3.31 (2期目)
〃	渡部 典子	令和4.4.1 ～ 令和7.3.31 (2期目)
〃	永縄 恭子	令和4.4.1 ～ 令和7.3.31 (1期目)
〃	小谷 裕明	令和4.4.1 ～ 令和7.3.31 (1期目)

6. 市税

(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移

税目	区分	令和 元（平成31） 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		41,341,600	42,072,578	41,681,026	99.1	…	2.0	…	287,383	548,070
	現年課税分	41,222,000	41,727,803	41,550,872	99.6	…	2.3	…	285,028	543,578
	滞納繰越分	119,600	344,775	130,154	37.8	…	△ 24.4	…	2,355	4,491
市	民 税	20,768,500	21,289,842	21,041,469	98.8	…	1.6	…	145,423	277,338
個	人	17,696,000	18,107,338	17,881,708	98.8	…	1.1	…	123,685	235,880
	現年課税分	17,628,000	17,914,845	17,798,458	99.4	…	1.4	…	122,370	233,373
	普通徴収	…	5,161,968	5,054,862	97.9	30,228	△ 2.7	170,768	35,260	67,244
	給与特別徴収	…	12,313,302	12,304,021	99.9	53,492	3.3	230,190	84,108	160,403
	年金特別徴収	…	439,575	439,575	100.0	4,480	△ 1.1	98,119	3,003	5,726
	滞納繰越分	68,000	192,493	83,250	43.2	…	△ 22.0	…	1,315	2,508
法	人	3,072,500	3,182,504	3,159,761	99.3	…	4.7	…	21,739	41,458
	現年課税分	3,069,000	3,162,498	3,155,500	99.8	7,921	4.9	399,255	21,602	41,197
	滞納繰越分	3,500	20,006	4,261	21.3	…	△ 19.3	…	137	261
固 定 資 産 税		16,386,000	16,503,592	16,388,318	99.3	…	2.3	…	112,730	214,988
純 固 定 資 産 税		15,812,000	15,928,756	15,813,482	99.3	…	2.6	…	108,804	207,500
	現年課税分	15,772,000	15,820,130	15,778,492	99.7	49,259	2.9	321,162	108,062	206,085
	土地家屋	14,383,000	14,423,328	14,383,612	99.7	46,672	3.1	309,036	98,521	187,889
	土地	…	9,228,242	9,202,831	99.7	36,917	3.3	249,973	63,035	120,214
	家屋	…	5,195,086	5,180,781	99.7	39,867	2.8	130,310	35,486	67,675
	償却資産	1,389,000	1,396,802	1,394,880	99.9	2,587	1.0	539,931	9,541	18,196
	滞納繰越分	40,000	108,626	34,990	32.2	…	△ 28.8	…	742	1,415
交 付 金		574,000	574,836	574,836	100.0	…	△ 4.8	…	3,927	7,488
	交付金	574,000	574,836	574,836	100.0	…	△ 4.8	…	3,927	7,488
軽 自 動 車 税		50,900	55,787	52,064	93.3	…	2.5	…	381	727
	現年課税分	50,000	51,807	50,708	97.9	10,063	3.1	5,148	354	675
	環境性能割	1,200	1,114	1,114	100.0	58	—	19,207	8	15
	種別割	48,800	50,693	49,594	97.8	10,005	0.9	5,067	346	660
	滞納繰越分	900	3,980	1,356	34.1	…	△ 5.5	…	27	52
市 た ば こ 税		827,000	884,082	884,082	100.0	7	—	…	6,039	11,517
	現年課税分	827,000	884,082	884,082	100.0	7	—	…	6,039	11,517
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		623,000	632,811	632,811	100.0	161	—	3,930,503	4,323	8,243
	現年課税分	623,000	632,811	632,811	100.0	161	2.3	3,930,503	4,323	8,243
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,686,200	2,706,464	2,682,282	99.1	…	…	…	18,487	35,256
	現年課税分	2,679,000	2,686,794	2,675,986	99.6	46,670	3.2	57,570	18,353	35,000
	土地	—	1,914,130	1,906,430	99.6	36,915	3.5	51,852	13,075	24,935
	家屋	—	772,664	769,556	99.6	39,865	2.5	19,382	5,278	10,065
	滞納繰越分	7,200	19,670	6,296	32.0	…	△ 29.1	…	134	256

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数及び調定対象者1人当たりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

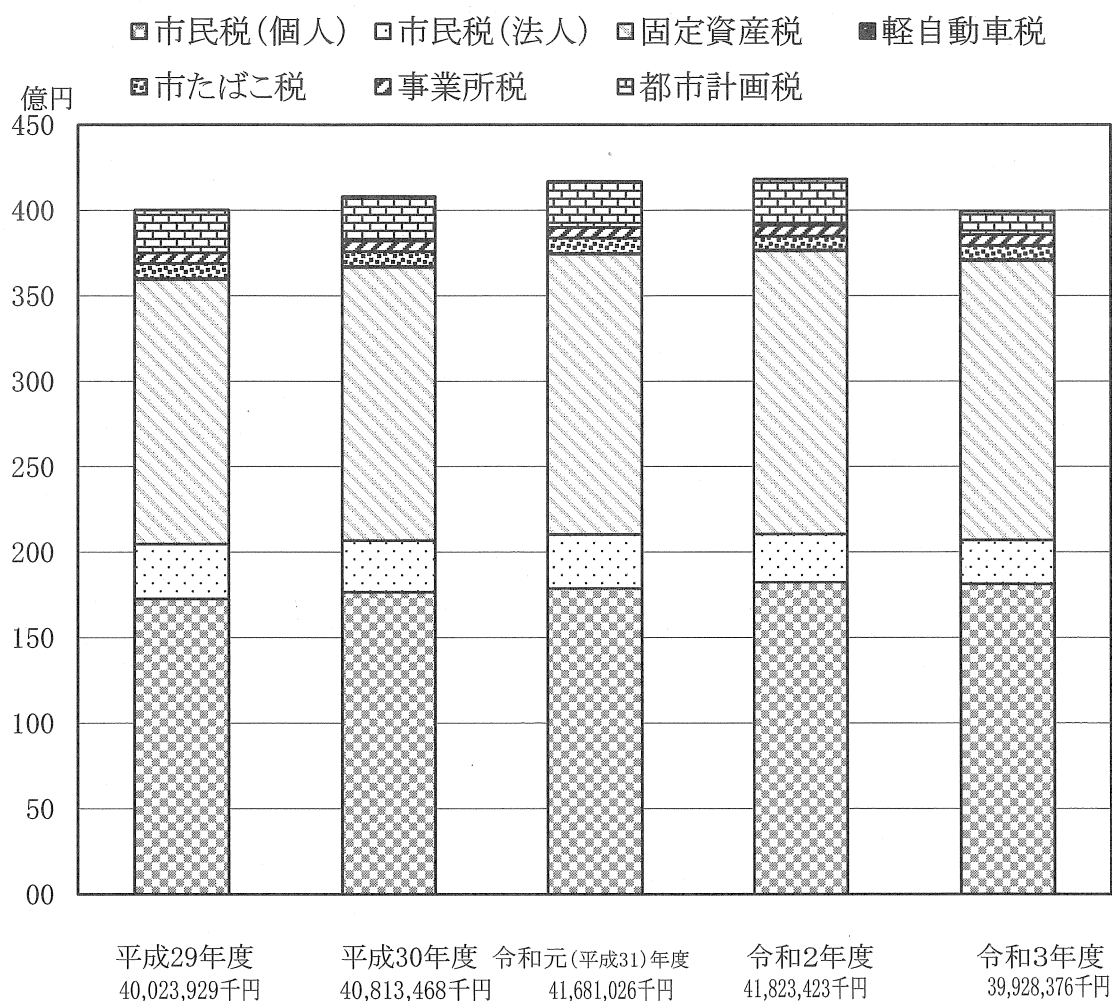
税目 区分		令和 2 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 た り
市	税	千円 41,273,401	千円 42,290,165	千円 41,823,423	% 98.9	人 …	% 0.5	円 …	円 287,941	円 546,999
	現年課税分	41,142,201	41,938,443	41,679,608	99.4	…	0.5	…	285,546	542,450
	滞納繰越分	131,200	351,722	143,815	40.9	…	2.0	…	2,395	4,549
市	民 税	20,534,000	21,335,073	21,048,180	98.7	…	0.2	…	145,264	275,957
	個 人	17,958,000	18,482,843	18,243,484	98.7	…	2.1	…	125,844	239,065
	現年課税分	17,885,000	18,288,984	18,152,557	99.3	…	2.1	…	124,524	236,558
	普通徴収	…	5,337,197	5,213,273	97.7	30,376	3.4	175,704	36,339	69,034
	給与特別徴収	…	12,517,802	12,505,188	99.9	54,155	1.7	231,148	85,230	161,911
	年金特別徴収	…	433,985	434,096	100.0	4,550	△ 1.3	95,381	2,955	5,613
	滞納繰越分	73,000	193,859	90,927	46.9	…	0.7	…	1,320	2,507
	法 人	2,576,000	2,852,230	2,804,696	98.3	…	△ 10.4	…	19,420	36,892
	現年課税分	2,570,000	2,835,102	2,799,727	98.8	8,032	△ 10.4	352,976	19,303	36,670
	滞納繰越分	6,000	17,128	4,969	29.0	…	△ 14.4	…	117	222
固 定 資 産 税		16,553,700	16,729,013	16,581,469	99.1	…	1.4	…	113,903	216,380
純 固 定 資 産 税		16,038,700	16,213,129	16,065,585	99.1	…	1.8	…	110,390	209,708
	現年課税分	15,995,000	16,096,594	16,025,781	99.6	49,488	1.7	325,263	109,597	208,200
	土地家屋	14,543,000	14,608,104	14,556,987	99.7	46,846	1.3	311,832	99,462	188,948
	土地	…	9,272,983	9,240,535	99.7	37,176	0.5	249,435	63,137	119,941
	家屋	…	5,335,121	5,316,452	99.7	40,118	2.7	132,986	36,325	69,007
	償却資産	1,452,000	1,488,490	1,468,794	98.7	2,636	6.6	564,678	10,135	19,253
	滞納繰越分	43,700	116,535	39,804	34.2	…	7.3	…	793	1,507
交 付 金		515,000	515,884	515,884	100.0	…	△ 10.3	…	3,512	6,673
	交付金	515,000	515,884	515,884	100.0	…	△ 10.3	…	3,512	6,673
軽 自 動 車 税		52,301	57,453	54,184	94.3	…	3.0	…	391	743
	現年課税分	51,501	54,289	53,213	98.0	10,039	4.8	5,408	370	702
	環境性能割	2,500	2,794	2,794	100.0	154	150.8	18,143	19	36
	種別割	49,001	51,495	50,419	97.9	9,885	1.6	5,209	351	666
	滞納繰越分	800	3,164	971	30.7	…	△ 20.5	…	22	41
市 た ば こ 税		785,000	791,623	791,623	100.0	7	△ 10.5	…	5,390	10,239
	現年課税分	785,000	791,623	791,623	100.0	7	△ 10.5	…	5,390	10,239
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		637,000	639,793	634,159	99.1	169	1.1	3,785,757	4,356	8,275
	現年課税分	637,000	639,793	634,159	99.1	169	1.1	3,785,757	4,356	8,275
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,711,400	2,737,210	2,713,808	99.1	…	1.1	…	18,637	35,404
	現年課税分	2,703,700	2,716,174	2,706,664	99.6	49,486	1.1	54,888	18,494	35,132
	土地	…	1,924,094	1,917,357	99.6	37,174	0.5	51,759	13,101	24,887
	家屋	…	792,080	789,307	99.6	40,116	2.5	19,745	5,393	10,245
	滞納繰越分	7,700	21,036	7,144	34.0	…	6.9	…	143	272

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数及び調定対象者1人当たりの調定額である。ただし、軽自動車税にあっては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

税目 区分		令和 3 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当	住民1人 当	1世帯 当
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		39,876,434	40,314,184	39,928,376	99.0	…	△ 4.7	…	273,052	517,818
現年課税分		39,671,000	39,890,920	39,731,289	99.6	…	△ 4.9	…	270,185	512,381
滞納繰越分		205,434	423,264	197,087	46.6	…	20.3	…	2,867	5,437
市 民 税		20,663,300	20,947,736	20,688,918	98.8	…	△ 1.8	…	141,881	269,064
個 人		17,958,000	18,375,029	18,132,873	98.7	…	△ 0.6	…	124,456	236,019
現年課税分		17,868,000	18,155,843	18,042,712	99.4	…	△ 0.7	…	122,971	233,204
普通徴収		…	5,149,564	5,040,902	97.9	29,868	△ 3.5	172,411	34,878	66,144
給与特別徴収		…	12,572,160	12,567,670	100.0	55,217	0.4	227,686	85,152	161,484
年金特別徴収		…	434,119	434,140	100.0	4,647	0.0	93,419	2,940	5,576
滞納繰越分		90,000	219,186	90,161	41.1	…	13.1	…	1,485	2,815
法 人		2,705,300	2,572,707	2,556,045	99.4	…	△ 9.8	…	17,425	33,045
現年課税分		2,678,300	2,533,953	2,529,428	99.8	8,176	△ 10.6	309,926	17,163	32,547
滞納繰越分		27,000	38,754	26,617	68.7	…	126.3	…	262	498
固 定 資 産 税		16,348,600	16,459,768	16,352,346	99.3	…	△ 1.6	…	111,484	211,418
純 固 定 資 産 税		16,114,600	16,224,938	16,117,516	99.3	…	0.1	…	109,893	208,402
現年課税分		16,043,000	16,089,370	16,051,944	99.8	49,287	0.0	326,442	108,975	206,661
土地家屋		14,493,000	14,532,559	14,495,633	99.7	47,068	△ 0.5	308,757	98,430	186,664
土地		…	9,262,131	9,238,597	99.7	37,532	△ 0.1	246,780	62,733	118,968
家屋		…	5,270,428	5,257,036	99.7	40,259	△ 1.2	130,913	35,697	67,696
償却資産		1,550,000	1,556,811	1,556,311	100.0	2,213	4.6	703,484	10,544	19,997
滞納繰越分		71,600	135,568	65,572	48.4	…	16.3	…	918	1,741
交 付 金		234,000	234,830	234,830	100.0	…	△ 54.5	…	1,591	3,016
交付金		234,000	234,830	234,830	100.0	…	△ 54.5	…	1,591	3,016
軽 自 動 車 税		55,600	59,327	55,785	94.0	…	3.3	…	402	762
現年課税分		54,700	56,412	55,294	98.0	10,131	3.9	5,568	382	725
環境性能割		3,100	3,335	3,335	100.0	181	19.4	18,425	23	43
種別割		51,600	53,077	51,959	97.9	9,950	3.1	5,334	359	682
滞納繰越分		900	2,915	491	16.8	…	△ 7.9	…	20	37
市 た ば こ 税		818,000	833,537	833,537	100.0	8	5.3	…	5,646	10,706
現年課税分		818,000	833,537	833,537	100.0	8	5.3	…	5,646	10,706
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		637,634	643,317	643,317	100.0	164	0.6	3,922,665	4,357	8,263
現年課税分		632,000	637,683	637,683	100.0	164	△ 0.3	3,888,311	4,319	8,191
滞納繰越分		5,634	5,634	5,634	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		1,353,300	1,370,498	1,354,474	98.8	…	△ 49.9	…	9,283	17,603
現年課税分		1,343,000	1,349,292	1,345,862	99.7	47,066	△ 50.3	35,952	9,139	17,331
土地		…	959,884	957,444	99.7	37,530	△ 50.1	23,844	6,501	12,329
家屋		…	389,408	388,418	99.7	40,257	△ 50.8	176,123	2,637	5,002
滞納繰越分		10,300	21,206	8,612	40.6	…	0.8	…	144	272

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数及び調定対象者1人当たりの調定額である。ただし、軽自動車税にあっては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

(2) 市税の構成(収入済額)



構成比表

(単位: %)

	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度	令和3年度
市民税	51.2	50.7	50.5	50.3	51.8
個人	43.2	43.3	42.9	43.6	45.4
法人	8.0	7.4	7.6	6.7	6.4
固定資産税	38.7	39.2	39.3	39.7	41.0
軽自動車税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
市たばこ税	2.2	2.2	2.1	1.9	2.1
入湯税	-	-	-	-	-
事業所税	1.5	1.4	1.5	1.5	1.6
都市計画税	6.3	6.4	6.5	6.5	3.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 市税外収入の推移

(単位：千円)

税目	年度	令和元 (平成31)	令和 2	令和 3	備 考
地方揮発油譲与税		47,885	46,875	48,325	
自動車重量譲与税		137,904	136,381	138,171	
森林環境譲与税		5,512	11,716	11,979	
地方道路譲与税		—	—	—	* 令和元(平成31)年度のみ収入実績(18円)有。
利子割交付金		58,485	55,305	51,247	
配当割交付金		290,662	267,090	367,939	
株式等譲渡所得割交付金		179,167	310,234	449,609	
法人事業税交付金		—	195,008	507,469	
地方消費税交付金		2,706,029	3,328,191	3,650,062	
自動車取得税交付金		55,934	16	—	
環境性能割交付金		19,764	33,850	43,523	
減収補填特例交付金		68,607	77,878	259,885	
合 計		3,569,949	4,462,544	5,528,209	

- ① 地方揮発油譲与税：揮発油の数量に対し課税される地方揮発油税の収入額の42%が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ② 自動車重量譲与税：自動車重量税の収入額の3分の1(当分の間407/1,000に引上げ)に相当する額が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(自動車重量譲与税法)
- ③ 森林環境譲与税：平成31年度税制改正により、温室効果ガス排出量削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税としての森林環境税(令和6年度から)と森林環境譲与税(令和元年度から)が創設された。令和3年度は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を財源とし、都道府県に20分の3、市町村に20分の17が譲与され、市町村分は私有林人工林面積で50%、林業就業者数で20%、人口で30%を譲与される。(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)
- ④ 地方道路譲与税：平成21年度税制改正(道路特定財源の一般財源化)により、地方道路譲与税は、地方揮発油譲与税に名称変更され、使途制限は廃止されたが、経過措置として、旧法により課税された分は、地方道路譲与税(道路特定財源)として譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ⑤ 利子割交付金：個人が金融機関から支払いを受ける預貯金等の利子所得に対し特別徴収され、都民税利子割の収入額のうち事務費を差し引いた額の5分の3が市町村に交付される。(地方税法)
- ⑥ 配当割交付金：個人が支払いを受ける上場株式等の配当等に対し特別徴収される都民税配当割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑦ 株式等譲渡所得割交付金：個人の上場株式等の譲渡益に対し特別徴収される都民税株式等譲渡所得割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑧ 法人事業税交付金：地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度であり、平成28年度税制改正において創設された。令和3年度は、都道府県の法人事業税額の100分の7.7に相当する額のうち、3分の2を法人税割額、3分の1を各市町村の従業者数で按分して交付することとされている。(地方税法)
- ⑨ 地方消費税交付金：一般的に10(8)%の消費税と言われているもののうちの2.2(1.76)%は、都道府県税としての地方消費税であり、国税の消費税と併せて徴収され都道府県間で清算された後、そのうちの2分の1は地方消費税交付金として市町村に交付される。消費税5%の時までは各市町村の人口及び事業所の従業員数により按分して交付されていたが、引き上げ分の地方消費税収入の使途は社会保障経費の財源とされることとなったため、引き上げ分は全額人口により按分して交付される。平成30年度より都道府県間の清算基準について、従業員数基準が廃止され、販売額基準と人口基準が5割ずつとなったため、大幅減となった。(地方税法)
- ⑩ 自動車取得税交付金：自動車の取得に対して課される自動車取得税に政令で定める率95%を乗じて得た額の10分の7が、各市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。車体課税の見直しに伴い、令和元年9月末で廃止された。2年度は過年度更正分が少額交付されている。(地方税法)
- ⑪ 環境性能割交付金：令和元年10月に創設された自動車(登録車)の取得に対して課せられる都税としての自動車税環境性能割のうち徴税費5%を控除した額の47%を、市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)
- ⑫ 減収補填特例(特別)交付金(地方特例交付金)：平成20年度から適用されている個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、減収補填特例交付金が交付される。全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額が交付される。
平成31年度税制改正において、消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、既存の住宅ローン減税に伴う減収を補填するための特例交付金に加え、自動車税環境性能割交付金減収分及び軽自動車環境性能割減収分が創設された。
また令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策(事業収入が一定以上減少している中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置)の減収分を補填する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」が創設された。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)

7. 市民税

(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分)

令和2年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
10万円以下の金額	1,178	650,750	2,075	153	108,203	307	-	-	-	485	396,209	848	255	75,601	221,622	2,071	1,230,763	224,852	2.6	1.3
10万円を超え100万円以下	11,158	14,673,512	376,825	903	1,186,514	25,535	-	-	-	4,783	6,579,363	136,564	197	303,532	92,422	17,041	22,742,921	631,346	21.3	3.6
100万円 200万円	16,224	38,878,929	1,370,927	681	1,647,645	56,827	-	-	-	2,842	6,856,309	227,436	228	588,026	71,833	19,975	47,970,909	1,727,023	25.0	9.7
200万円 300万円	11,408	41,579,640	1,599,893	434	1,487,334	60,888	-	-	-	1,288	4,645,725	180,638	196	734,750	88,875	13,326	48,447,449	1,930,294	16.7	10.9
300万円 400万円	6,781	33,308,394	1,333,722	293	1,348,521	58,090	-	-	-	647	3,050,698	127,270	151	748,327	74,024	7,872	38,455,940	1,593,106	9.9	9.0
400万円 550万円	5,850	37,650,952	1,560,374	239	1,462,346	64,477	-	-	-	495	2,992,468	132,237	173	1,112,518	224,188	6,757	43,218,284	1,981,276	8.4	11.2
550万円 700万円	3,107	25,324,570	1,086,723	136	1,043,059	47,595	-	-	-	279	2,143,137	98,608	129	1,049,911	89,890	3,651	29,560,677	1,322,816	4.6	7.5
700万円 1000万円	3,471	36,213,045	1,635,424	136	1,396,131	65,270	-	-	-	262	2,580,058	125,240	165	1,722,124	143,329	4,034	41,911,358	1,969,263	5.1	11.1
1000万円を超える金額	4,001	84,943,671	4,227,385	306	8,919,125	457,978	-	-	-	419	11,362,600	607,303	413	12,685,551	1,018,709	5,139	117,910,947	6,311,375	6.4	35.7
合計	63,178	313,223,463	13,193,348	3,281	18,598,878	836,967	0	0	0	11,500	40,606,567	1,636,144	1,907	19,020,340	2,024,892	79,866	391,449,248	17,691,351	100.0	100.0
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	79.1	80.0	74.6	4.1	4.8	4.7	0	0	0	14.4	10.4	9.2	2.4	4.8	11.5	100.0	100.0	100.0		

※1「令和2年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

令和3年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
10万円以下 の金額	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
10万円を超え 100万円以下	1,152	775,936	2,100	130	111,379	229	-	-	-	492	431,780	912	230	67,156	140,529	2,004	1,386,251	143,770	2.5	0.8
100万円 " "	11,007	15,884,515	376,863	995	1,407,766	28,432	1	1,603	36	4,802	7,150,869	139,100	194	305,946	50,362	16,999	24,750,599	594,793	21.1	3.4
200万円 " "	16,784	42,011,372	1,398,344	808	2,000,301	67,689	1	2,547	90	2,841	7,126,388	226,842	253	671,675	88,916	20,687	51,812,283	1,781,881	25.7	10.2
300万円 " "	11,230	42,184,399	1,553,103	491	1,758,571	69,203	1	3,030	126	1,321	4,925,114	183,056	222	870,619	59,106	13,265	49,741,733	1,864,594	16.5	10.7
400万円 " "	6,646	33,345,457	1,285,820	315	1,482,565	62,305	-	-	-	638	3,087,375	126,236	210	1,066,680	65,567	7,809	38,982,077	1,539,928	9.7	8.8
500万円 " "	5,806	37,900,600	1,520,925	266	1,643,031	72,045	-	-	-	444	2,745,417	119,337	218	1,402,441	150,671	6,734	43,691,489	1,862,978	8.4	10.7
600万円 " "	3,112	25,721,115	1,070,577	128	1,016,509	45,643	-	-	-	262	2,053,000	92,437	147	1,198,674	88,455	3,649	29,989,298	1,297,112	4.5	7.5
700万円 " "	3,523	36,953,892	1,629,187	140	1,410,213	65,615	1	11,049	512	265	2,675,709	126,638	229	2,373,586	148,645	4,158	43,424,449	1,970,597	5.2	11.3
800万円 " "	3,999	85,384,896	4,184,768	289	7,984,694	407,973	-	-	-	426	14,001,660	732,506	462	12,670,885	1,047,054	5,176	120,042,135	6,372,301	6.4	36.6
900万円 " "	63,259	320,162,182	13,021,687	3,562	18,815,029	819,134	4	18,229	764	11,491	44,197,312	1,747,064	2,165	20,627,662	1,839,305	80,481	403,820,414	17,427,954	100.0	100.0
1000万円 " "	78.6	79.3	74.7	4.4	4.7	4.7	0	0	0	14.3	10.9	10.0	2.7	5.1	10.6	100.0	100.0	%	%	
合計																				
所得別構成																				

※1「令和3年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

令和4年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
10万円以下 の金額	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
10万円を超え 100万円以下	1,111	725,359	1,969	125	108,258	244	-	-	-	483	420,782	839	237	61,424	168,193	1,956	1,315,823	171,245	2.4	0.9
100万円 "	10,616	15,322,755	360,418	868	1,248,687	24,306	-	-	-	4,818	7,063,889	138,496	204	325,610	52,084	16,506	23,960,941	575,304	20.3	3.2
200万円 "	16,474	41,399,986	1,367,419	697	1,732,921	58,436	-	-	-	2,829	7,091,990	226,860	258	681,430	79,227	20,258	50,906,327	1,731,942	25.0	9.6
300万円 "	11,583	43,481,962	1,584,344	444	1,641,523	61,696	-	-	-	1,290	4,786,639	179,663	216	846,784	60,871	13,533	50,756,908	1,886,574	16.7	10.4
400万円 "	6,912	34,569,882	1,320,809	296	1,407,357	58,493	-	-	-	680	3,268,175	134,126	179	906,355	66,787	8,067	40,151,769	1,580,215	9.9	8.7
500万円 "	6,088	39,689,135	1,576,935	285	1,745,400	75,521	-	-	-	489	3,035,299	128,234	227	1,471,684	96,881	7,089	45,941,518	1,877,571	8.7	10.4
550万円 "	3,191	26,346,744	1,084,119	196	1,518,893	69,147	-	-	-	264	2,037,927	91,492	148	1,195,686	96,507	3,799	31,099,250	1,341,265	4.7	7.4
700万円 "	3,680	38,648,592	1,673,568	260	2,559,851	125,055	-	-	-	267	2,674,783	127,069	218	2,271,330	158,294	4,425	46,154,556	2,083,986	5.5	11.5
1000万円を 超える金額	4,119	87,491,110	4,236,707	409	11,311,773	587,117	-	-	-	457	10,564,962	554,262	525	19,511,596	1,481,811	5,510	128,879,441	6,859,897	6.8	37.9
合計	63,774	327,675,525	13,206,288	3,580	23,274,663	1,060,015	0	0	0	11,577	40,944,446	1,581,041	2,212	27,271,899	2,260,655	81,143	419,166,533	18,107,999	100.0	100.0
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
所得別構成	78.6	78.2	72.9	4.4	5.5	5.9	0	0	0	14.3	9.8	8.7	2.7	6.5	12.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※1「令和4年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額、山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

(2) 市民税(法人) (現年課税分)

(I) 納税義務者数調

法人税割

(単位:社)

年度 資本金等	令和元(平成31)	令和2	令和3	税 率 R2.10.1以降開始の事業年度 (R1.9.30以前開始の事業年度)
10億円以上	408	409	403	8.4% (12.1%)
1億円以上 10億円未満	459	459	472	7.2% (10.9%)
上記以外	8,118	8,279	8,531	6.0% (9.7%)
合 計	8,985	9,147	9,406	

※税制改正により、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から法人税割の税率が引き下げられた。

均等割

(単位:社)

年度 資本金等 従業員数	令和元(平成31)	令和2	令和3	税 率
50億円超 50人超	53	55	49	300万円
10億円超 50億円以下 50人超	14	16	16	175万円
10億円超 50人以下	337	336	336	41万円
1億円超 10億円以下 50人超	30	25	24	40万円
1億円超 10億円以下 50人以下	376	373	381	16万円
1,000万円超 1億円以下 50人超	50	47	51	15万円
1,000万円超 1億円以下 50人以下	1,109	1,105	1,121	13万円
1,000万円以下 50人超	25	24	23	12万円
1,000万円以下 50人以下	6,991	7,166	7,313	5万円
合 計	8,985	9,147	9,314	

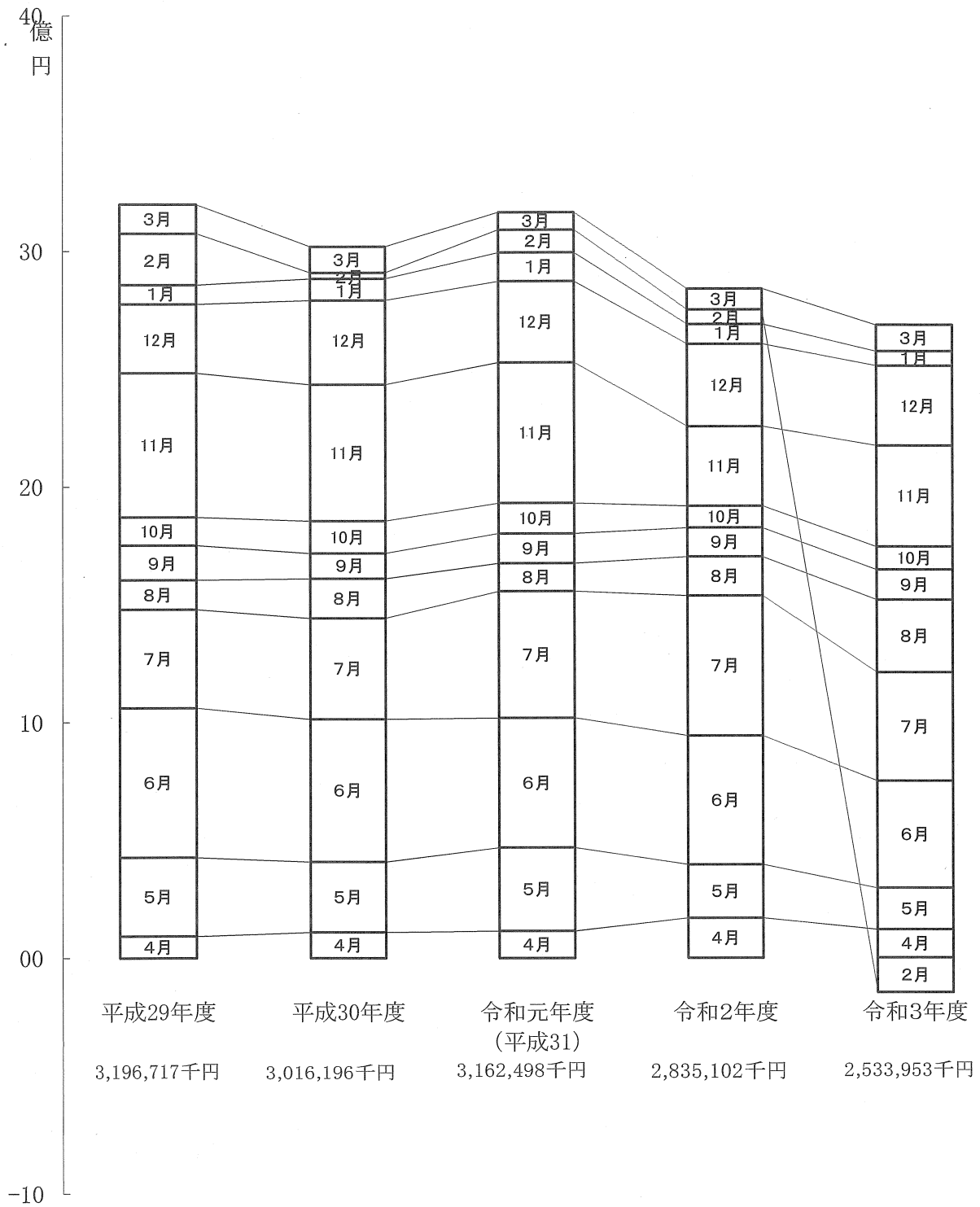
(Ⅱ) 税率別調定額調

年度	区分	税率 (法人税割)	調 定 額				
			均等割(円)	前年度比 (%)	法人税割(円)	前年度比 (%)	合 計(円) 前年度比(%)
令和元 (平成31)		14.7% ※1	-	-	1,126,700	△ 27.1	1,126,700 △ 27.1
		13.5% ※1	-	-	400,900	33.1	400,900 33.1
		12.3% ※1	250,000	△ 78.8	3,411,200	△ 25.0	3,661,200 △ 36.1
		12.1% ※2	284,963,300	△ 3.8	1,349,173,800	6.7	1,634,137,100 4.7
		10.9% ※2	74,218,000	0.9	359,398,400	10.1	433,616,400 8.4
		9.7% ※2	399,904,200	1.2	689,651,800	5.6	1,089,556,000 4.0
		計	759,335,500	△ 0.9	2,403,162,800	6.8	3,162,498,300 4.9
令和2		14.7% ※1	10,800	-	2,800	△ 99.8	13,600 △ 98.8
		13.5% ※1	-	-	-	△ 100.0	- △ 100.0
		12.3% ※1	254,100	1.6	194,400	△ 94.3	448,500 △ 87.7
		12.1% ※2	172,047,400	△ 39.6	828,146,600	△ 38.6	1,000,194,000 △ 38.8
		10.9% ※2	38,239,800	△ 48.5	139,564,900	△ 61.2	177,804,700 △ 59.0
		9.7% ※2	245,511,300	△ 38.6	333,702,500	△ 51.6	579,213,800 △ 46.8
		8.4%	118,557,700	-	417,279,300	-	535,837,000 -
		7.2%	31,413,400	-	133,658,900	-	165,072,300 -
		6.0%	159,999,800	-	216,518,600	-	376,518,400 -
		計	766,034,300	0.9	2,069,068,000	△ 13.9	2,835,102,300 △ 10.4
令和3		14.7%※1	-	-	-	-	-
		13.5%※1	-	-	-	-	-
		12.3%※1	-	-	858,600	341.7	858,600 91.4
		12.1% ※2	410,000	△ 99.8	12,260,200	△ 98.5	12,670,200 △ 98.7
		10.9% ※2	-	-	100,800	△ 99.9	100,800 △ 99.9
		9.7% ※2	3,912,200	△ 98.4	3,881,300	△ 98.8	7,793,500 △ 98.7
		8.4%	270,731,900	128.4	1,089,798,100	161.2	1,360,530,000 153.9
		7.2%	69,853,300	122.4	162,971,600	21.9	232,824,900 41.0
		6.0%	401,197,700	150.7	517,977,000	139.2	919,174,700 144.1
		計	746,105,100	△ 2.6	1,787,847,600	△ 13.6	2,533,952,700 △ 10.6

※1 平成26年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

※2 令和元年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

(Ⅲ) 申告月別調定額調



8. 固定資産税(当初課税分)

(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調

(単位:千円)

年度 区分		平成30	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4
固定資産税	土地	639,948,604	660,591,299	663,846,267	663,417,529	695,204,391
	家屋	377,285,684	387,652,649	397,214,097	387,585,906	407,308,883
	小計	1,017,234,288	1,048,243,948	1,061,060,364	1,051,003,435	1,102,513,274
	償却資産	96,448,419	96,990,576	103,492,380	109,408,854	122,397,761
	純固定資産税計	1,113,682,707	1,145,234,524	1,164,552,744	1,160,412,289	1,224,911,035
	交付金	43,119,637	41,059,713	36,848,884	16,773,590	16,824,703
	固定資産税合計	1,156,802,344	1,186,294,237	1,201,401,628	1,177,185,879	1,241,735,738
都市計画税	土地	927,021,215	959,352,912	964,330,183	963,480,076	1,012,088,861
	家屋	377,234,557	387,601,523	397,162,970	387,534,936	407,257,914
	都市計画税合計	1,304,255,772	1,346,954,435	1,361,493,153	1,351,015,012	1,419,346,775

(2) 土地・家屋平均価格等調

(単位:円/㎡)

年度	区分	土地				家屋		
		畑	宅地	山林	雑種地	木造	非木造	計
平成30	平均価格	238,038	353,131	154,867	342,512	27,926	65,215	53,044
	最高価格	387,350	4,163,300	154,869	1,944,746	-	-	-
令和元 (平成31)	平均価格	234,218	352,949	154,867	341,571	29,070	66,142	54,119
	最高価格	387,350	4,163,300	154,869	1,944,746	-	-	-
令和2	平均価格	242,242	352,748	154,867	341,273	30,219	66,871	55,043
	最高価格	387,350	4,163,300	154,869	1,944,746	-	-	-
令和3	平均価格	269,232	396,255	179,989	399,550	29,093	66,519	54,470
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-
令和4	平均価格	270,658	396,330	179,989	400,209	30,390	67,681	55,714
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-

※畑: 介在畑、市街化区域畑

(3) 土地地目別地積、価格、筆数調

区分 \ 年度			平成30	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4
地積 (㎡)	法定 免税点 以上	畑	274,799	268,307	261,513	249,658	249,163
		宅地	6,343,036	6,347,611	6,354,311	6,359,427	6,362,101
		山林	180	180	180	180	180
		雑種地	150,618	151,344	151,489	160,586	160,230
		計	6,768,633	6,767,442	6,767,493	6,769,851	6,771,674
	非課税・法定免税点未満		3,475,330	3,482,255	3,485,522	3,487,333	3,487,684
評価額 (千円)	法定 免税点 以上	畑	6,403,490	6,319,314	5,972,919	3,929,080	4,179,307
		宅地	2,239,955,615	2,240,409,849	2,241,497,961	2,519,992,730	2,521,523,098
		山林	27,876	27,876	27,876	32,398	32,398
		雑種地	51,677,853	51,783,065	51,786,310	64,257,425	64,207,048
		計	2,298,064,834	2,298,540,104	2,299,285,066	2,588,211,633	2,589,941,851
	法定免税点未満		95,402	82,080	81,609	89,139	76,776
課税標準額 (千円)	法定 免税点 以上	畑	2,564,561	2,509,204	2,474,791	1,225,899	1,419,684
		宅地	606,942,501	626,813,495	630,100,002	629,479,047	659,516,591
		山林	17,735	17,735	17,735	17,735	18,545
		雑種地	30,423,807	31,250,865	31,253,739	32,694,848	34,249,571
		計	639,948,604	660,591,299	663,846,267	663,417,529	695,204,391
	法定免税点未満		20,421	18,826	18,761	18,354	16,657
筆数 (筆)	法定 免税点 以上	畑	418	412	406	382	382
		宅地	38,191	38,297	38,373	38,482	38,603
		山林	1	1	1	1	1
		雑種地	829	831	836	852	853
		計	39,439	39,541	39,616	39,717	39,839
	非課税・法定免税点未満		19,893	20,049	20,235	20,383	20,549

(4) 家屋棟数、床面積、価格等調

年度 区分		平成30	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4
棟数(棟)	木造	19,644 (215)	19,630 (206)	19,664 (201)	19,672 (230)	19,734 (178)
	非木造	8,003 (7)	8,047 (8)	8,086 (8)	8,112 (70)	8,167 (11)
	計	27,647 (222)	27,677 (214)	27,750 (209)	27,784 (300)	27,901 (189)
床面積 (㎡)	木造	2,322,740 (7,257)	2,324,344 (7,153)	2,329,961 (6,938)	2,335,030 (12,312)	2,347,134 (6,176)
	非木造	4,793,711 (200)	4,842,475 (202)	4,889,976 (202)	4,918,242 (52,661)	4,966,865 (229)
	計	7,116,451 (7,457)	7,166,819 (7,355)	7,219,937 (7,140)	7,253,272 (64,973)	7,313,999 (6,405)
価格 (千円)	木造	64,863,948 (17,759)	67,569,735 (16,749)	70,408,153 (16,788)	67,932,329 (263,990)	71,328,510 (14,459)
	非木造	312,620,741 (1,786)	320,292,886 (1,976)	326,996,530 (1,976)	327,154,189 (3,634,923)	336,163,422 (2,204)
	計	377,484,689 (19,545)	387,862,621 (18,725)	397,404,683 (18,764)	395,086,518 (3,898,913)	407,491,932 (16,663)
単位当たり 価格(円)	木造	27,926	29,070	30,219	29,093	30,390
	非木造	65,215	66,142	66,871	66,519	67,681
提示平均 価格(円)	木造	-	-	-	-	-
	非木造	-	-	-	-	-

※ ()内は免税点未満を示す。

(5) 家屋新增築調

年度 区分		平成30	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4
棟数(棟)	木造	346	312	354	266	364
	非木造	105	108	100	82	107
	計	451	420	454	348	471
床面積(m ²)	木造	41,477	38,227	40,716	32,226	43,648
	非木造	47,306	62,845	61,194	41,204	48,646
	計	88,783	101,072	101,910	73,430	92,294
評価額 (千円)	木造	3,464,464	3,178,829	3,328,567	2,794,070	3,815,332
	非木造	5,562,326	7,328,322	6,951,551	5,231,648	6,210,273
	計	9,026,790	10,507,151	10,280,118	8,025,718	10,025,605

(6) 家屋減少調

年度 区分		平成30	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4
棟数(棟)	木造	290	326	320	266	295
	非木造	63	66	65	61	54
	計	353	392	385	327	349
床面積(m ²)	木造	34,205	36,700	35,019	27,569	31,679
	非木造	13,946	24,217	15,861	15,523	22,485
	計	48,151	60,917	50,880	43,092	54,164
評価額 (千円)	木造	485,802	477,676	493,466	395,354	437,721
	非木造	444,054	960,852	462,546	628,176	919,844
	計	929,856	1,438,528	956,012	1,023,530	1,357,565

(7) 償却資産評価状況調

年度			平成30	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4
区分							
評価額(千円)	市長が価格等を決定したもの	構築物	37,380,308	37,312,636	39,538,751	45,332,963	52,976,499
		機械及び装置	5,910,168	5,754,603	5,489,718	5,131,905	5,543,982
		船舶	4,458	2,494	1,449	869	602
		航空機	-	-	-	-	-
		車両及び運搬具	42,221	28,725	20,398	14,782	13,573
		工具、器具、備品	28,298,650	28,972,390	32,928,468	34,152,635	36,150,343
		小計	71,635,805	72,070,848	77,978,784	84,633,154	94,684,999
	総務大臣が配分したもの		25,188,879	25,398,085	26,369,687	26,853,276	28,573,879
	知事が配分したもの		407,154	357,064	3,755	3,043	3,032
	知事が決定したもの		-	-	-	-	-
	合計		97,231,838	97,825,997	104,352,226	111,489,473	123,261,910
納税義務者数(人)	個人		490	473	478	448	502
	法人		1,827	1,797	1,847	1,554	1,936
	計		2,317	2,270	2,325	2,002	2,438

9. 軽自動車税

(1) 軽自動車税(環境性能割)

令和元年10月1日より、市町村税の「軽自動車税(環境性能割)」が創設され、軽自動車(新車・中古車を問わず)を取得した場合、以下のとおり課税される。(当分の間、都が賦課徴収等を行う。)

納税義務者	三輪以上の軽自動車(新車・中古車)の取得者
課税標準	当該軽自動車の取得価格(免税点50万円)
税率	・燃費基準達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階(当面の間、2%を上限とし、営業車の特例あり) ・なお、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用・乗用の軽自動車を取得する場合、環境性能割の税率が1%軽減される。この軽減措置には、中古車も含まれる。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間が延長され、令和3年12月31日までに取得したものも対象となる。

年度末までに都から市に納付された額

年 度	令和元(平成31)	令和2	令和3
件数	58	154	181
調定額(円)	1,114,200	2,794,400	3,335,200

(2) 軽自動車税(種別割) 車種別保有・登録・廃車台数調

(単位:台)

区分 車両	令和元(平成31)年度				令和2年度				令和3年度			
	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計
50cc以下	2,003	213	328	1,888	1,888	259	343	1,804	1,804	258	302	1,760
90cc以下	234	14	38	210	210	29	32	207	207	21	25	203
125cc以下	925	158	158	925	925	229	172	982	982	213	158	1,037
ミニカー	63	19	13	69	69	20	11	78	78	24	23	79
軽二輪	1,170	168	186	1,152	1,152	194	200	1,146	1,146	161	161	1,146
軽三輪	2	-	-	2	2	-	-	2	2	-	-	2
四輪乗用	2,714	558	562	2,710	2,710	613	551	2,772	2,772	649	542	2,879
四輪貨物	1,885	328	337	1,876	1,876	316	322	1,870	1,870	303	319	1,854
小型特殊	68	5	4	69	69	2	1	70	70	3	4	69
二輪の小型 自動車	1,129	284	299	1,114	1,114	302	263	1,153	1,153	325	288	1,190
合 計	10,193	1,747	1,925	10,015	10,015	1,964	1,895	10,084	10,084	1,957	1,822	10,219

(非課税車両を除く。)

(3) 軽自動車税(種別割)課税台数及び調定額調(現年課税分)

(単位:台・円)

区分 車種		令和元年度 (平成31)		令和2年度		令和3年度		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下	1,989	3,978,000	1,876	3,752,000	1,793	3,586,000	
	50ccを超え 90cc以下	234	468,000	210	420,000	207	414,000	
	90ccを超え 125cc以下	921	2,210,400	924	2,217,600	982	2,356,800	
	ミニカー	63	233,100	68	251,600	77	284,900	
	計	3,207	6,889,500	3,078	6,641,200	3,059	6,641,700	
軽自動車	二輪車		1,162	4,183,200	1,145	4,122,000	1,141	4,107,600
	三輪車		2	9,200	2	9,200	2	9,200
	四輪乗用	営業用	1	6,900	1	6,900	1	6,900
		自家用	2,612	24,173,700	2,633	25,060,200	2,692	26,388,300
	四輪貨物	営業用	157	556,700	164	594,700	181	642,900
		自家用	1,687	7,976,300	1,684	8,158,300	1,660	8,167,900
	計		5,621	36,906,000	5,629	37,951,300	5,677	39,322,800
小型特殊	農耕作業用		45	108,000	46	110,400	47	112,800
	特殊作業用		23	135,700	23	135,700	23	135,700
	計		68	243,700	69	246,100	70	248,500
二輪の小型自動車		1,109	6,654,000	1,107	6,642,000	1,143	6,858,000	
合 計		10,005	50,693,200	9,883	51,480,600	9,949	53,071,000	

10. 市たばこ税

(1) 調定状況調(現年課税分)

区分	年度	令和元(平成31)	令和2	令和3
課税標準数量	一般分(本)	154,016,037	141,826,504	139,305,135
	旧3級品(本)	1,902,500	—	—
	計	155,918,537	141,826,504	139,305,135
税率	一般分	5,692円/1,000本	9月30日まで 5,692円/1,000本 10月1日から 6,122円/1,000本	9月30日まで 6,122円/1,000本 10月1日から 6,552円/1,000本
	旧3級品	9月30日まで 4,000円/1,000本 10月1日から 5,692円/1,000本		
調定税額(円)		884,081,620	791,622,760	833,537,105
住民一人当たり	本数(本)	1,065	966	944
	税額(円)	6,039	5,390	5,646

※1. 住民一人当たり算出における人口は、当該年度の初日が属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2. 旧3級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」など紙巻きタバコ6品目で、令和元年10月で特例が廃止された。

(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分)

(単位:本・円)

区分 月別	令和元(平成31)年度		令和2年度		令和3	
	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額
4	12,915,695	73,039,363	12,438,171	70,798,069	12,107,454	74,121,832
5	13,162,629	74,435,505	10,102,888	57,505,637	11,139,037	68,193,184
6	13,859,772	78,410,104	10,245,645	58,318,210	10,489,164	64,214,660
7	12,427,553	70,275,680	11,889,921	67,677,430	11,254,206	68,898,249
8	13,939,564	78,829,968	12,032,806	68,490,730	11,373,866	69,630,808
9	13,051,763	73,834,810	11,584,931	65,941,426	10,678,508	65,373,825
10	14,180,087	80,108,975	16,099,986	91,641,121	16,160,616	93,546,446
11	12,332,803	70,272,106	15,623,480	56,568,116	13,789,944	54,828,639
12	12,343,562	70,259,555	10,157,800	62,186,051	10,738,075	67,854,881
1	13,495,084	76,814,016	11,662,817	70,646,553	12,097,213	79,260,940
2	12,382,089	70,478,849	10,098,861	61,825,225	9,563,516	62,660,154
3	11,827,936	67,322,689	9,889,198	60,024,192	9,913,536	64,953,487
合計	155,918,537	884,081,620	141,826,504	791,622,760	139,305,135	833,537,105
前年度比	96.0%	100.7%	91.0%	89.5%	98.2%	105.3%

11. 入湯税(調定状況調・現年課税分)

区分 \ 年度	令和元(平成31)	令和2	令和3
税 率	150円/1人	150円/1人	150円/1人
特別徴収義務者数	-	-	-
入湯客数	-	-	-
調定税額	-	-	-
住民一人当たり税額	-	-	-

※平成17年度以降、収入なし。

12. 事業所税(調定額調)

(単位:円)

年度 \ 区分	資産割	従業者割	計
令和元(平成31)	410,585,000	222,226,200	632,811,200
令和2	415,128,400	224,664,900	639,793,300
令和3	418,942,800	218,740,300	637,683,100

13. 都民税(個人)

(1) 調定・収入状況調

(単位:千円)

年度	区分	現年課税分		滞納繰越分		合 計	
		調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
令和元 (平成31)		11,870,363	11,793,237	127,599	55,161	11,997,962	11,848,398
令和2		12,118,175	12,027,763	128,452	60,248	12,246,627	12,088,011
令和3		12,028,049	11,953,085	145,239	59,731	12,173,288	12,012,816

(2) 徴収取扱費及び交付金調

(単位:円)

年度	令和元(平成31)	令和2	令和3
区分			
納税義務者の数によるもの	247,665,000	249,081,000	253,221,000
納税通知書によるもの (1通60円)	-	-	-
払込金額によるもの (払込金額の100分の7)	426,396	6,338	30,811
過誤納金及び還付金に係る金額	11,376,229	14,605,676	23,802,426
還付加算金に係る金額	27,768	36,504	285,636
地方税法第47条第1項第5号に 定める金額	14,604,660	15,499,162	21,765,422
報奨金に係る金額	-	-	-
合 計	274,100,053	279,228,680	299,105,295

14. 税関係証明及び閲覧件数調

(単位:件)

年度	月別 種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元 (平成31)	納・課税証明 (コンビニでの課税証明 を除く)	1,366	1,254	4,436	3,593	2,430	2,690	1,941	1,636	1,242	1,332	1,249	1,652	24,821
	コンビニでの 課税証明 ※	30	24	123	66	38	58	42	21	28	30	30	41	531
	評価・ その他証明	1,565	1,158	935	860	720	827	666	693	735	637	636	638	10,070
	閲覧	85	54	43	71	55	51	44	57	37	54	70	52	673
	評価通知書	391	427	242	208	170	190	155	247	235	109	123	129	2,626
	計	3,437	2,917	5,779	4,798	3,413	3,816	2,848	2,654	2,277	2,162	2,108	2,512	38,721
令和2	納・課税証明 (コンビニでの課税証明 を除く)	1,194	1,104	3,682	2,908	1,936	1,977	2,128	1,642	1,359	1,247	1,232	1,640	22,049
	コンビニでの 課税証明 ※	29	33	190	86	70	60	74	67	60	72	72	103	916
	評価・ その他証明	1,238	819	894	845	635	743	812	778	638	585	564	628	9,179
	閲覧	81	40	47	44	44	63	61	63	47	77	71	72	710
	評価通知書	661	198	284	204	128	158	178	206	140	159	132	201	2,649
	計	3,203	2,194	5,097	4,087	2,813	3,001	3,253	2,756	2,244	2,140	2,071	2,644	35,503
令和3	納・課税証明 (コンビニでの課税証明 を除く)	1,241	1,163	3,599	2,789	2,006	1,956	1,853	1,419	1,212	1,216	1,232	1,779	21,465
	コンビニでの 課税証明 ※	76	82	388	222	134	209	169	145	101	92	93	161	1,872
	評価・ その他証明	1,824	1,026	942	796	613	753	743	728	736	611	538	772	10,082
	閲覧	110	68	78	57	60	70	54	62	68	68	80	63	838
	評価通知書	317	157	179	152	145	134	208	192	202	129	103	101	2,019
	計	3,568	2,496	5,186	4,016	2,958	3,122	3,027	2,546	2,319	2,116	2,046	2,876	36,276

※コンビニエンスストアでの課税証明書の発行を平成29年5月15日から開始。

※納・課税証明から閲覧まで、公用、無料の証明は含まない。

15. 市税納税成績調

(単位: 千円・件)

税 目	年 度	調定額		収入済額		還付未済額		調定に対する収入の割合(%)		不納欠損額		収入未済額		収入未済額のうち処分停止額	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
市 民 税	令和元 (平成31)	21,289,842	350,772	21,041,469	340,723	48	18	98.8	97.1	37,829	1,613	210,592	8,454	59,481	2,112
	令和2	21,335,073	353,691	21,048,180	344,261	337	51	98.7	97.3	26,458	880	260,772	8,601	42,000	1,643
	令和3	20,947,736	357,033	20,688,917	346,255	220	41	98.8	97.0	21,767	745	237,272	10,104	23,115	1,079
固定資産税	令和元 (平成31)	16,503,592	198,303	16,388,318	195,980	50	6	99.3	98.8	5,130	231	110,193	2,098	14,453	245
	令和2	16,729,013	199,395	16,581,468	197,175	67	8	99.1	98.9	12,599	184	135,013	2,044	2,360	98
	令和3	16,459,768	198,632	16,352,346	196,368	301	15	99.3	98.9	1,763	78	105,959	2,201	680	34
軽自動車税 (種別割)	令和元 (平成31)	55,787	11,414	52,064	10,188	-	-	93.3	89.3	490	234	3,233	992	904	250
	令和2	57,453	11,021	54,185	10,058	-	-	94.3	91.3	350	130	2,918	833	937	244
	令和3	59,327	10,963	55,785	9,945	2	1	94.0	90.7	389	112	3,155	907	679	186
市たばこ税	令和元 (平成31)	884,082	79	884,082	79	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和2	791,623	79	791,623	79	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和3	833,537	115	833,537	115	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
入湯税	令和元 (平成31)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所税	令和元 (平成31)	632,811	165	632,811	165	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和2	639,793	166	634,159	163	-	-	99.1	98.2	-	-	5,634	3	-	-
	令和3	643,317	169	643,317	169	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
都市計画税	令和元 (平成31)	2,706,464	(188,337)	2,682,282	(186,153)	9	(6)	99.1	98.8	920	(219)	23,272	(1,971)	2,403	(211)
	令和2	2,737,210	(189,224)	2,713,808	(187,230)	11	(7)	99.1	98.9	2,312	(172)	21,101	(1,829)	155	(69)
	令和3	1,370,498	(189,968)	1,354,474	(187,807)	46	(15)	98.8	98.9	96	(53)	15,975	(2,123)	71	(30)
総 計	令和元 (平成31)	42,072,578	560,733	41,681,026	547,135	107	24	99.1	97.6	44,369	2,078	347,290	11,544	77,242	2,607
	令和2	42,290,165	564,352	41,823,423	551,736	415	59	98.9	97.8	41,719	1,194	425,438	11,481	45,452	1,985
	令和3	40,314,183	566,912	39,928,376	552,852	569	57	99.0	97.5	24,015	935	362,361	13,212	24,545	1,299

※()内の件数は総計に含まない。

16. 徴税費に関する調

区分	年度	令和元(平成31)	令和2	令和3
市 税 総 収 入 (A)		千円 41,681,026	千円 41,823,423	千円 39,928,376
徴 税 費 (B)		693,039	695,599	715,036
人 件 費		472,268	498,828	520,650
基 本 給		216,103	213,320	217,295
諸 手 当		172,871	176,084	187,114
超過勤務手当		20,873	21,037	28,281
その他の手当		151,998	155,047	158,833
その他の人件費		83,294	109,424	116,241
物 件 費 (需 用 費)		113,307	92,889	96,814
旅 費		312	371	281
賃 金		8,139	—	—
そ の 他		104,856	92,518	96,533
報 奨 金 等		874	453	469
納税貯蓄組合補助金		666	445	462
そ の 他		208	8	7
そ の 他		106,590	103,429	97,103
関係収入(都民税徴収取扱費) (C)		247,665	249,081	253,221
純 徴 税 費 (B)－(C)＝(D)		445,374	446,518	461,815
市税収入に対する徴税費の割合 (D)／(A)		1.1%	1.1%	1.2%
徴 税 職 員 数		59人	61人	64人
徴 税 職 員 1 人 当 たり 人 口		2,481人	2,408人	2,307人
徴 税 職 員 1 人 当 たり 世 帯		1,301世帯	1,267世帯	1,216世帯
住 民 1 人 当 たり 純 徴 税 費		3,042円	3,040円	3,128円
一 世 帯 当 たり 純 徴 税 費		5,802円	5,775円	5,932円

- ※ 1. 「その他の手当」は期末勤勉手当、通勤手当、その他の手当等の合計額。
 2. 「その他の人件費」は、徴税職員にかかる共済組合負担金、固定資産評価審査委員会委員の報酬である。
 3. 1人当たりの基準となる人口及び世帯は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

17. 生活困窮による市税減免申請実績調

(単位:円・件)

区分 年度	税目	申請		処 分 結 果								取り下げ	
				減 免						棄却			
				全額免除		一部減額		計					
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
令和元 (平成31)	市・都民税	1,559,700	26	1,501,700	25	0	0	1,501,700	25	58,000	1	0	0
	固定・都計税	289,000	13	183,500	7	105,500	6	289,000	13	0	0	0	0
	合 計	1,848,700	39	1,685,200	32	105,500	6	1,790,700	38	58,000	1	0	0
令和2	市・都民税	1,379,600	29	1,311,600	28	0	0	1,311,600	28	68,000	1	0	0
	固定・都計税	564,400	16	234,400	8	330,000	8	564,400	16	0	0	0	0
	合 計	1,944,000	45	1,546,000	36	330,000	8	1,876,000	44	68,000	1	0	0
令和3	市・都民税	1,172,200	25	1,103,600	24	0	0	1,103,600	24	68,600	1	0	0
	固定・都計税	400,500	14	349,700	9	50,800	5	400,500	14	0	0	0	0
	合 計	1,572,700	39	1,453,300	33	50,800	5	1,504,100	38	68,600	1	0	0

18. 口座振替納税調

令和元(平成31)年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税	計
振替予定額(千円)	3,863,449	6,601,812	381,605	1,660	10,848,526
件数(件)	26,788	76,798	2,724	323	106,633
振替額(千円)	3,775,545	6,493,871	380,872	1,633	10,651,921
振替件数(件)	26,134	75,656	2,711	318	104,819
金額(%)	97.7	98.4	99.8	98.4	98.2
件数(%)	97.6	98.5	99.5	98.5	98.3
当初納税通知書発送数(通)	32,745	46,130	2,483	10,624	—
当初加入率(%)	22.0	47.7	29.2	3.0	—

令和2年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税	計
振替予定額(千円)	3,812,274	6,993,756	414,808	1,820	11,222,658
件数(件)	27,000	78,314	2,847	351	108,512
振替額(千円)	3,757,508	6,903,388	413,973	1,783	11,076,652
振替件数(件)	26,543	77,421	2,834	348	107,146
金額(%)	98.6	98.7	99.8	98.0	98.7
件数(%)	98.3	98.9	99.5	99.1	98.7
当初納税通知書発送数(通)	29,928	46,851	2,316	10,015	—
当初加入率(%)	23.4	47.8	34.8	3.5	—

令和3年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税 (種別割)	計
振替予定額(千円)	3,544,571	6,938,017	558,105	2,234	11,042,927
件数(件)	27,244	79,619	2,577	410	109,850
振替額(千円)	3,486,746	6,879,498	557,619	2,196	10,926,059
振替件数(件)	26,720	78,597	2,563	406	108,286
金額(%)	98.4	99.2	99.9	98.3	98.9
件数(%)	98.1	98.7	99.5	99.0	98.6
当初納税通知書発送数(通)	29,975	47,095	1,975	10,084	—
当初加入率(%)	24.2	49.0	36.8	4.1	—

19. 督促状発付調

(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人)

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和元 (平成31)	32,947,706	342,290	948,077	22,348	2.9	6.5
令和2	33,242,261	345,975	880,589	20,181	2.6	5.8
令和3	32,717,845	347,900	783,874	19,371	2.4	5.6

(2) 固定資産税・都市計画税

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和元 (平成31)	18,506,924	196,418	517,945	11,146	2.8	5.7
令和2	18,812,768	197,305	492,994	10,688	2.6	5.4
令和3	17,438,662	196,590	393,102	9,938	2.3	5.1

※固定資産税・都市計画税には、償却資産に係るものを含む。

(3) 軽自動車税(種別割)

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和元 (平成31)	50,693	10,005	5,399	1,352	10.7	13.5
令和2	54,289	10,040	4,289	1,046	7.9	10.4
令和3	53,077	9,950	4,153	992	7.8	10.0

20. 差押状況調

(単位:千円・件・人)

区分 年度	不動産			動産			債権等			計		
	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員
令和元 (平成31)	1,744	69	5	-	-	-	130,310	2,888	705	132,054	2,957	710
令和2	3,515	111	5	-	-	-	72,641	2,145	370	76,156	2,256	375
令和3	2,887	36	5	-	-	-	65,997	1,124	219	68,884	1,160	224

21. 交付要求調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
令和元 (平成31)	25,398	260	77
令和2	7,117	220	54
令和3	9,153	178	43

22. 徴収(換価)猶予調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
令和元 (平成31)	696	3	2
令和2	164,822	1,094	454
令和3	32,628	301	144

23. 納税貯蓄組合

(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績調

年度 \ 区分	調 定 額 (千円)	納期内納付額 (千円)	納期内納付割合 (%)	組合数
令和元 (平成31)	1,652,080	1,647,718	99.7	45
令和2	1,563,275	1,550,061	99.2	45
令和3	1,364,981	1,358,292	99.5	41

(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳

(単位:千円・件)

年度	区 分 税 目	調 定		納 期 内 納 付		納 期 内 納 付 率 (%)	
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
令和元 (平成31)	市民税(個人)	393,454	1,794	392,364	1,773	99.7	98.8
	市民税(法人)	190,828	345	190,778	344	100.0	99.7
	固定資産税・都市計画税	1,012,453	2,141	1,009,266	2,081	99.7	97.2
	固定資産税(償却資産)	53,847	348	53,812	346	99.9	99.4
	軽自動車税	1,498	295	1,498	295	100.0	100.0
	計	1,652,080	4,923	1,647,718	4,839	99.7	98.3
令和2	市民税(個人)	347,368	1,773	346,431	1,752	99.7	98.8
	市民税(法人)	151,436	347	148,038	330	97.8	95.1
	固定資産税・都市計画税	994,126	2,038	985,310	1,972	99.1	96.8
	固定資産税(償却資産)	68,897	336	68,834	333	99.9	99.1
	軽自動車税(種別割)	1,448	282	1,448	282	100.0	100.0
	計	1,563,275	4,776	1,550,061	4,669	99.2	97.8
令和3	市民税(個人)	322,248	1,706	318,883	1,677	99.0	98.3
	市民税(法人)	75,851	320	75,800	318	99.9	99.4
	固定資産税・都市計画税	899,792	1,945	896,529	1,895	99.6	97.4
	固定資産税(償却資産)	65,669	260	65,659	259	99.9	99.6
	軽自動車税(種別割)	1,421	263	1,421	263	100.0	100.0
	計	1,364,981	4,494	1,358,292	4,412	99.5	98.2

24. 市税の税率等の推移

年度		令和2	令和3	令和4																																																																																		
区分	税率	均等割 3,500円	同左	同左																																																																																		
	税率	所得割 6%	同左	同左																																																																																		
個人市民税	給与所得 控除	給与収入金額180万円以下 収入金額×40/100(最低控除額 65万円) 給与収入金額180万円超360万円以下 (収入金額－180万円)×30/100+72万円 給与収入金額360万円超660万円以下 (収入金額－360万円)×20/100+126万円 給与収入金額660万円超1,000万円以下 (収入金額－660万円)×10/100+186万円 給与収入金額1,000万円超 220万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。	給与収入金額180万円以下 収入金額×40/100－10万円(最低控除額 55万円) 給与収入金額180万円超360万円以下 (収入金額－180万円)×30/100+62万円 給与収入金額360万円超660万円以下 (収入金額－360万円)×20/100+116万円 給与収入金額660万円超850万円以下 (収入金額－660万円)×10/100+176万円 給与収入金額850万円超 195万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。	同左																																																																																		
	給与所得額より 控除		令和3年度より新設 (1)所得金額調整控除(子ども等) =(給与収入金額-850万円)×10% ※上限額15万円 給与収入金額850万円超の所得割の納税義務者について、 ①～④のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得額から 控除する。 【適用要件】 ①本人が特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者を有する ④特別障害者である扶養親族を有する (2)所得金額調整控除(年金等) ={給与所得控除後の給与等の金額(※1)+公的年金等 雑所得(※1)}-10万円 ※1 10万円を超える場合は10万円とする。 給与所得および公的年金等雑所得があり、その合計額が 10万円超の所得割の納税義務者について、給与所得額から 控除する。	同左																																																																																		
	特定支出 控除	(適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を 超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を 超える部分の金額	同左	同左																																																																																		
	青色専従 者控除	税務署によって承認された額	同左	同左																																																																																		
	白色専従 者控除	所得者の配偶者 A=86万円 配偶者以外 A=50万円 上記Aの金額か、不動産所得、事業所得または山林所得 の金額を(専従者数+1)で割った額のいずれか少ない額	同左	同左																																																																																		
	公的年金 等控除	(A)=年金収入額 <table><tr><th>受給者の 年齢</th><th>公的年金等の収入金額(A)</th><th>公的年金等控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">65歳 以上</td><td>330万円未満</td><td>120万円</td></tr><tr><td>330万円以上410万円未満</td><td>(A)×25%+37万5千円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A)×15%+78万5千円</td></tr><tr><td>770万円以上</td><td>(A)×5%+155万5千円</td></tr><tr><td rowspan="4">65歳 未満</td><td>130万円未満</td><td>70万円</td></tr><tr><td>130万円以上410万円未満</td><td>(A)×25%+37万5千円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A)×15%+78万5千円</td></tr><tr><td>770万円以上</td><td>(A)×5%+155万5千円</td></tr></table>	受給者の 年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	65歳 以上	330万円未満	120万円	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円	770万円以上	(A)×5%+155万5千円	65歳 未満	130万円未満	70万円	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円	770万円以上	(A)×5%+155万5千円	(A)=年金収入額 65歳以上 <table><tr><th rowspan="2">年金収入(A)</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th></th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td>330万円以下</td><td>1,100,000</td><td>1,000,000</td><td>900,000</td></tr><tr><td>330万円超 410万円以下</td><td>(A)×25%+275,000</td><td>(A)×25%+175,000</td><td>(A)×25%+75,000</td></tr><tr><td>410万円超 770万円以下</td><td>(A)×15%+685,000</td><td>(A)×15%+585,000</td><td>(A)×15%+485,000</td></tr><tr><td>770万円超 1,000万円以下</td><td>(A)×5%+1,455,000</td><td>(A)×5%+1,355,000</td><td>(A)×5%+1,255,000</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>1,955,000</td><td>1,855,000</td><td>1,755,000</td></tr></table> 65歳未満 <table><tr><th rowspan="2">年金収入(A)</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th></th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td>130万円以下</td><td>600,000</td><td>500,000</td><td>400,000</td></tr><tr><td>130万円超 410万円以下</td><td>(A)×25%+275,000</td><td>(A)×25%+175,000</td><td>(A)×25%+75,000</td></tr><tr><td>410万円超 770万円以下</td><td>(A)×15%+685,000</td><td>(A)×15%+585,000</td><td>(A)×15%+485,000</td></tr><tr><td>770万円超 1,000万円以下</td><td>(A)×5%+1,455,000</td><td>(A)×5%+1,355,000</td><td>(A)×5%+1,255,000</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>1,955,000</td><td>1,855,000</td><td>1,755,000</td></tr></table>	年金収入(A)	公的年金等控除額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	330万円以下	1,100,000	1,000,000	900,000	330万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000	1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000	年金収入(A)	公的年金等控除額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	130万円以下	600,000	500,000	400,000	130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000	1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000
受給者の 年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額																																																																																				
65歳 以上	330万円未満	120万円																																																																																				
	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円																																																																																				
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円																																																																																				
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円																																																																																				
65歳 未満	130万円未満	70万円																																																																																				
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円																																																																																				
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円																																																																																				
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円																																																																																				
年金収入(A)	公的年金等控除額																																																																																					
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																					
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																																			
330万円以下	1,100,000	1,000,000	900,000																																																																																			
330万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000																																																																																			
410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000																																																																																			
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000																																																																																			
1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																																																			
年金収入(A)	公的年金等控除額																																																																																					
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																					
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																																			
130万円以下	600,000	500,000	400,000																																																																																			
130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000																																																																																			
410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000																																																																																			
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000																																																																																			
1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																																																			

区分		年度	令和2	令和3	令和4
個人市民税	所得控除	雑損控除	次のいずれか多い金額 (1)損失額－補填額－(総所得金額等の10%) (2)災害関連支出金額－5万円	同左	同左
		医療費控除	(支払額)－(補填額)－(10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)＝控除額(限度額200万円)	同左	同左
			セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) (特定医薬品等購入額)－(補填額)－1万2千円＝控除額(限度額8万8千円) ※従来の医療費控除との選択適用		
		社会保険料控除	支払額全額	同左	同左
		小規模企業共済等掛金控除	支払額全額	同左	同左
		生命保険料控除	(1)支払保険料が旧契約の一般生命保険料・個人年金保険料の場合 (適用限度額35,000円) 15,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ※旧契約:平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 (2)支払保険料が新契約の一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の場合(適用限度額28,000円) 12,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※新契約:平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 (3)支払保険料の種類が複数ある場合(適用限度額70,000円) ・旧契約(1)と新契約(2)の計算方法をもとに、各保険料控除についてそれぞれ計算し合計する ・一般生命保険料控除と個人年金保険料控除において、新契約と旧契約と両方の適用を受ける場合、限度額28,000円	同左	同左

年度		令和2		令和3		令和4																																																																																					
区分																																																																																											
個人市民税	所得控除	地震保険料控除	(1)支払った保険料が地震保険契約に係るものだけの場合 50,000円以下 支払額×1/2 50,000円超 25,000円 (2)支払った保険料が旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 5,000円以下 支払額全額 5,000円超15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 (3)支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 (地震保険料について(1)により求めた金額)+(旧長期損害保険契約に係る損害保険料について(2)により求めた金額) (最高限度額25,000円)		同左		同左																																																																																				
		障害者控除	特別障害者 300,000円 扶養同居特別障害者 530,000円 上記以外 260,000円	同左		同左																																																																																					
		寡婦控除	特別寡婦 300,000円 上記以外 260,000円	令和3年度より特別寡婦廃止、ひとり親控除へ移行 上記以外 260,000円		同左																																																																																					
		寡夫控除	260,000円	令和3年度より廃止、ひとり親控除へ移行		同左																																																																																					
		ひとり親控除		令和3年度より新設 300,000円		同左																																																																																					
		勤労学生控除	260,000円	同左		同左																																																																																					
		配偶者控除	<table><tr><th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>配偶者控除</td><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>(配偶者の合計所得 38万円以下)</td><td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	(配偶者の合計所得 38万円以下)	老人	38万円	26万円	13万円	<table><tr><th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>配偶者控除</td><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>(配偶者の合計所得 48万円以下)</td><td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	(配偶者の合計所得 48万円以下)	老人	38万円	26万円	13万円	同左																																																								
		納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																					
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																																																																							
(配偶者の合計所得 38万円以下)	老人	38万円	26万円	13万円																																																																																							
納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																							
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																																																																							
(配偶者の合計所得 48万円以下)	老人	38万円	26万円	13万円																																																																																							
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table><tr><th></th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>380,001 ～ 850,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>850,001 ～ 900,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>900,001 ～ 950,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>950,001 ～ 1,000,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,230,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td></tr></table>		納税者本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	380,001 ～ 850,000	330,000	220,000	110,000	850,001 ～ 900,000	330,000	220,000	110,000	900,001 ～ 950,000	310,000	210,000	110,000	950,001 ～ 1,000,000	260,000	180,000	90,000	1,000,001 ～ 1,050,000	210,000	140,000	70,000	1,050,001 ～ 1,100,000	160,000	110,000	60,000	1,100,001 ～ 1,150,000	110,000	80,000	40,000	1,150,001 ～ 1,200,000	60,000	40,000	20,000	1,200,001 ～ 1,230,000	30,000	20,000	10,000	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table><tr><th></th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>480,001 ～ 950,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>950,001 ～ 1,000,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,250,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td></tr><tr><td>1,250,001 ～ 1,300,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>1,300,001 ～ 1,330,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td></tr></table>		納税者本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	480,001 ～ 950,000	330,000	220,000	110,000	950,001 ～ 1,000,000	330,000	220,000	110,000	1,000,001 ～ 1,050,000	310,000	210,000	110,000	1,050,001 ～ 1,100,000	260,000	180,000	90,000	1,100,001 ～ 1,150,000	210,000	140,000	70,000	1,150,001 ～ 1,200,000	160,000	110,000	60,000	1,200,001 ～ 1,250,000	110,000	80,000	40,000	1,250,001 ～ 1,300,000	60,000	40,000	20,000	1,300,001 ～ 1,330,000	30,000	20,000	10,000	同左
	納税者本人の合計所得金額																																																																																										
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																								
380,001 ～ 850,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
850,001 ～ 900,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
900,001 ～ 950,000	310,000	210,000	110,000																																																																																								
950,001 ～ 1,000,000	260,000	180,000	90,000																																																																																								
1,000,001 ～ 1,050,000	210,000	140,000	70,000																																																																																								
1,050,001 ～ 1,100,000	160,000	110,000	60,000																																																																																								
1,100,001 ～ 1,150,000	110,000	80,000	40,000																																																																																								
1,150,001 ～ 1,200,000	60,000	40,000	20,000																																																																																								
1,200,001 ～ 1,230,000	30,000	20,000	10,000																																																																																								
	納税者本人の合計所得金額																																																																																										
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																								
480,001 ～ 950,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
950,001 ～ 1,000,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
1,000,001 ～ 1,050,000	310,000	210,000	110,000																																																																																								
1,050,001 ～ 1,100,000	260,000	180,000	90,000																																																																																								
1,100,001 ～ 1,150,000	210,000	140,000	70,000																																																																																								
1,150,001 ～ 1,200,000	160,000	110,000	60,000																																																																																								
1,200,001 ～ 1,250,000	110,000	80,000	40,000																																																																																								
1,250,001 ～ 1,300,000	60,000	40,000	20,000																																																																																								
1,300,001 ～ 1,330,000	30,000	20,000	10,000																																																																																								
扶養控除	特定 450,000円 老人 380,000円 同居老親等 450,000円 上記以外(年少扶養親族を除く) 330,000円	同左		同左																																																																																							
基礎控除	330,000円	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし		同左																																																																																							

区分		年度	令和2	令和3	令和4																				
個人市民税	調整控除		(1)合計課税所得金額が200万円以下 以下のア、イいずれか小さい額の3% ア 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 イ 住民税の合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超 〔人的控除額の差の合計額－(住民税の合計課税所得金額－200万円)〕×3% ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円とする	(1)合計課税所得金額が200万円以下 以下のア、イいずれか小さい額の3% ア 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 イ 住民税の合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超 〔人的控除額の差の合計額(※1)－(住民税の合計課税所得金額－200万円)〕×3% ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円とする (※1)基礎控除に係る人的控除差は、基礎控除額が遡減する場合も含めて、一律5万円 ※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用なし	同左																				
	税額控除		<table><tr><th colspan="2">課税所得</th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr><tr><th>種類</th><th></th><th>部分</th><th>部分</th></tr><tr><td>利益の配当等</td><td></td><td>1.6%</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>証券投資</td><td>外貨建証券投資信託以外</td><td>0.8%</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>信託等</td><td>外貨建証券投資信託</td><td>0.4%</td><td>0.2%</td></tr></table>	課税所得		1,000万円以下	1,000万円超	種類		部分	部分	利益の配当等		1.6%	0.8%	証券投資	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.4%	信託等	外貨建証券投資信託	0.4%	0.2%	同左	同左
	課税所得		1,000万円以下	1,000万円超																					
	種類		部分	部分																					
利益の配当等		1.6%	0.8%																						
証券投資	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.4%																						
信託等	外貨建証券投資信託	0.4%	0.2%																						
外国税額控除		所定の計算による額	同左	同左																					
寄附金税額控除		下記の寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の6%に相当する金額 (都民税の控除する金額と合わせて、総所得金額等の合計額の30%を上限) (1)都道府県、市町村又は特別区(総務大臣が指定する団体)に対する寄附金 (2)東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金 (3)所得税の控除対象になっている寄附金(国・政党等に対するものは除く)のうち、市が条例により指定した寄附金 ただし、(1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の3/5に相当する金額をさらに加算した金額(都民税の加算する金額と合わせて、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額) ※(1)の寄附金(ふるさと納税)については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(注1)があります。	同左	同左																					

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満	90%
(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	
0円未満	地方税法に定める割合
(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	

(注1)「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

年度			令和2	令和3	令和4	
区分						
個人市民税	税額控除	住宅借入金等特別税額控除	平成21年1月1日から令和3年12月31日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除 (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 (2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円) ※平成26年4月から令和3年12月までに入居した場合については、100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を上限)が控除される。この金額は、消費税率が8%または10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を上限)とする。	同左	同左	
		非課税限度額	障害者、未成年者、寡婦、寡夫に該当する場合 合計所得 1,250,000円	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合 合計所得 1,350,000円	同左	
	現年分離課税	退職所得	課税標準(A) ・特定役員退職手当等 収入金額－退職所得控除額 ・上記以外 (収入金額－退職所得控除額)×1/2 (A)×税率(6%)	同左	同左	
	分離課税	土地建物等の譲渡所得	一般	3.0%	同左	同左
			長期譲渡	優良 (1) 2,000万円以下の部分 2.4% (2) 2,000万円超の部分 3.0%	同左	同左
			居住用	(1) 6,000万円以下の部分 2.4% (2) 6,000万円超の部分 3.0%	同左	同左
		短期譲渡	一般	5.4%	同左	同左
			等又は地方公共団体等への土地等の譲渡	3.0%	同左	同左
		土地の譲渡等に係る事業所得等	一般	当分の間、土地の譲渡等については総合課税	同左	同左
		株式等に係る譲渡所得等(申告分離課税分)		3.0%	同左	同左
先物取引		3.0% (商品＋有価証券＋金融)	同左	同左		
上場株式等の配当等		3.0%	同左	同左		

区分		年度	令和2	令和3	令和4
法人市民税	均等割	税率	資本金等の額及び従業員数により9段階 50,000円～3,000,000円	同左	同左
	法人税割	税率	【令和元年9月30日以前に開始する事業年度】 9.7%～12.1% 【令和元年10月1日以降に開始する事業年度】 6.0%～8.4%	同左	6.0%～8.4%
固定資産税	税率	税率	1.40%	同左	同左
			土地 ・負担調整措置の継続 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続	土地 ・負担調整措置の継続 ・負担調整措置等により課税標準額が増加する場合の据え置き措置の適用 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続	土地 ・負担調整措置の継続 ・商業地等の負担調整措置の上昇率を半減(2.5%)とする措置の適用 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続
都市計画税	税率	税率	0.20%	0.10%	0.20%
			土地 ・固定資産税と同じ	土地 ・固定資産税と同じ 新型コロナウイルス感染症に伴う税負担軽減の対応として、令和3年度に限り都市計画税を0.2%から0.1%に減税	土地 ・固定資産税と同じ
軽自動車税	環境性能割	税率	P.26参照	P.26参照	P.26参照
	種別割	税率	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成30年4月から31年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和2年4月から令和3年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和3年4月から令和4年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円
市たばこ税	税率	税率	紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 ※令和2年10月1日売り渡し分から 1,000本につき6,122円	紙巻たばこ等 1,000本につき6,122円 ※令和3年10月1日売り渡し分から 1,000本につき6,552円	紙巻たばこ等 1,000本につき6,552円
			150円/1人	同左	同左
入湯税	税率	税率	150円/1人	同左	同左
			資産割 床面積1㎡につき 600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%	同左	同左

25. 武蔵野市税制一覧表(令和4年度)

税目	区分	納税義務者	課税標準	及び	税率	賦課期日	申告期限	納期限
市民税		《個人》 ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家庭を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	《個人》 ・均等割 ※東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から令和5年度まで500円の引き上げあり。 ・所得割	3,500円	《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 2号法人 12万円 3号法人 13万円 4号法人 15万円 5号法人 16万円 ・法人税割 【令和元年10月1日以降に開始する事業年度】 資本金等の額10億円以上 8.4% 資本金等の額1億円以上10億円未満 7.2% 上記以外 6.0% 【令和元年9月30日以前に開始する事業年度】 資本金等の額10億円以上 12.1% 資本金等の額1億円以上10億円未満 10.9% 上記以外 9.7%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 ・給与支払報告書 3月15日 1月31日 《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後2か月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	《個人》 ・普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年1月31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 《法人》 申告期限と同じ
		《法人》 ・市内に事業所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に事業所を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ・市内に事務所、事業所又は家庭を有する法人でない、社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割・法人税割) ※収益事業を行わない場合は均等割のみ	《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 2号法人 12万円 3号法人 13万円 4号法人 15万円 5号法人 16万円 ・法人税割 【令和元年10月1日以降に開始する事業年度】 資本金等の額10億円以上 8.4% 資本金等の額1億円以上10億円未満 7.2% 上記以外 6.0% 【令和元年9月30日以前に開始する事業年度】 資本金等の額10億円以上 12.1% 資本金等の額1億円以上10億円未満 10.9% 上記以外 9.7%	3,500円	《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 2号法人 12万円 3号法人 13万円 4号法人 15万円 5号法人 16万円 ・法人税割 【令和元年10月1日以降に開始する事業年度】 資本金等の額10億円以上 8.4% 資本金等の額1億円以上10億円未満 7.2% 上記以外 6.0% 【令和元年9月30日以前に開始する事業年度】 資本金等の額10億円以上 12.1% 資本金等の額1億円以上10億円未満 10.9% 上記以外 9.7%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 ・給与支払報告書 3月15日 1月31日 《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後2か月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	《個人》 ・普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年1月31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 《法人》 申告期限と同じ
固定資産税		・土地の所有者 ・家屋の所有者 ・償却資産の所有者	・課税台帳登録価格の 土地 家屋 償却資産	1.4% 30万円未満 20万円未満 150万円未満	6%	1月1日	償却資産 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月28日 第4期 翌年2月28日
		三輪以上の軽自動車(新車・中古車)の取得者	当該軽自動車の取得価格(免税点50万円)	税率はP.26参照		取得時	(当分の間、都が賦課徴収等を行う)	
軽自動車税		・原動機付自転車の所有者 ・軽自動車の所有者 ・小型特殊自動車の所有者 ・二輪の小型自動車の所有者	・原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種甲 (50cc超90cc以下) 2,000円 2種乙 (90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー (50cc以下) 3,700円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 3,900円 ・軽自動車・二輪のもの(御車付含む) 3,600円 ・二輪の小型自動車 6,000円	・軽自動車 初度検査 27年3月以前/4月以降 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪のもの 5,500円 / 6,900円 乗用・営業用 7,200円 / 10,800円 乗用・自家用 3,000円 / 3,800円 貨物・営業用 4,000円 / 5,000円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※令和3年4月から令和4年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用		4月1日	・取得申告 15日以内 ・廃車申告 30日以内 ・変更申告 15日以内	5月31日
市たばこ税		・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	・紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円				翌月末日	申告期限と同じ
		・飲泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円				翌月15日	申告期限と同じ
事業所税		・事業所において事業を行う者	・資産割 事業所床面積1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 ・従業員割 従業員給与総額の0.25% 免税点 100人以下				・個人 3月15日 ・法人 事業年度終了後2か月以内	申告期限と同じ
		・土地の所有者 ・家屋の所有者	・課税台帳登録価格の0.2%			1月1日		固定資産税と同じ

26. 市税等納期月一覧表(令和4年度)

市民税	個人	普通徴収	6月	8月	10月	翌年1月	
		特別徴収(給与)	毎月(6月から翌年5月まで)				
		特別徴収(年金)	偶数月(特別徴収を開始する年度は、年税額の1/4ずつを6月、8月に普通徴収、年税額の1/6ずつを10月、12月、翌年2月に特別徴収)				
	法人		随時(事業年度終了の日から2か月以内に申告納付)				
固定資産税	固定資産税 (都市計画税)		5月	7月	12月	翌年2月	
	交付金		6月				
軽自動車税(種別割)			5月				
市たばこ税			毎月(翌月末日までに申告納付)				
入湯税			毎月(翌月15日までに申告納付)				
事業所税			随時 { 法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年3月15日				

令和4年度版

市 税 概 要

令和4年 9月 発行

編集発行 武蔵野市 財務部 市民税課
所在地 武蔵野市緑町2-2-28
TEL 0422(60)1822

